

326
211



始



326
211

戰時
國地
方資
料
第三輯

內務省地方局

326-211



列戰時
國地方資料 第三輯

列國戰時
に於ける酒精の節制

内務省地方局

大正
6. 6. 6
寄贈

10
寄贈

凡例

一、本輯に収録せる資料は交戦列國か何れも其の國民の活力を維持増進し風氣を善導して健康を堅實ならしめむか爲酒精の節制を厲行するに至りし百般の施設竝に其の實績を詳にせむことを期せり。

一、酒精節制の問題は戰爭以前に於ても列國の夙に攷究施設を怠らざりし所なりと雖未だ其の效果の顯著なるを認むるに至らざりしに今次の時局以來之に關する措置極めて明快なるを得列國何れも節制

厲行の成果を收め得るに至れり。就中露國の斷行したる全國民禁酒の偉績は特に注目し値するものにして其の效果の著大なるは以て國民活力を一新するの好教訓と爲すに足らむ。

- 一、本輯收むる所の材料は其の出所固より區々にして一定せず其の種類範圍等亦必しも一樣ならず。
- 一、本輯篇を分つて四章と爲し更に節を繋くと雖畢竟閲讀の便宜を圖り之か大系を示したるに外ならず。

大正六年三月

内務省地方局

目次

第一章	酒精に對する世界的戦争	一頁
第二章	戦争と英國の飲酒取締	九
第一節	飲酒取締令と其の效果	九
第二節	飲酒取締令と飲酒者の減少	一八
第三節	飲酒取締の效果と工場酒保の開設	二〇
第三章	戦争と佛國の飲酒問題	三〇
第一節	佛國の酒精政策	三〇
一	アブセント及之に類似の火酒の製造	一

及販賣禁止法……………三〇

二 酒類小賣店開業規程……………三四

三 酒類小賣店の開業に關する法律……………三六

第二節 酒精の害毒と其の防止策……………四三

第三節 酒精中毒と佛國商工業の危機……………四七

第四章 戦争と露國の禁酒……………六四

第一節 露國禁酒の實況……………六四

一 露國最初の勝利……………六四

二 地方に於ける禁酒の實況……………八〇

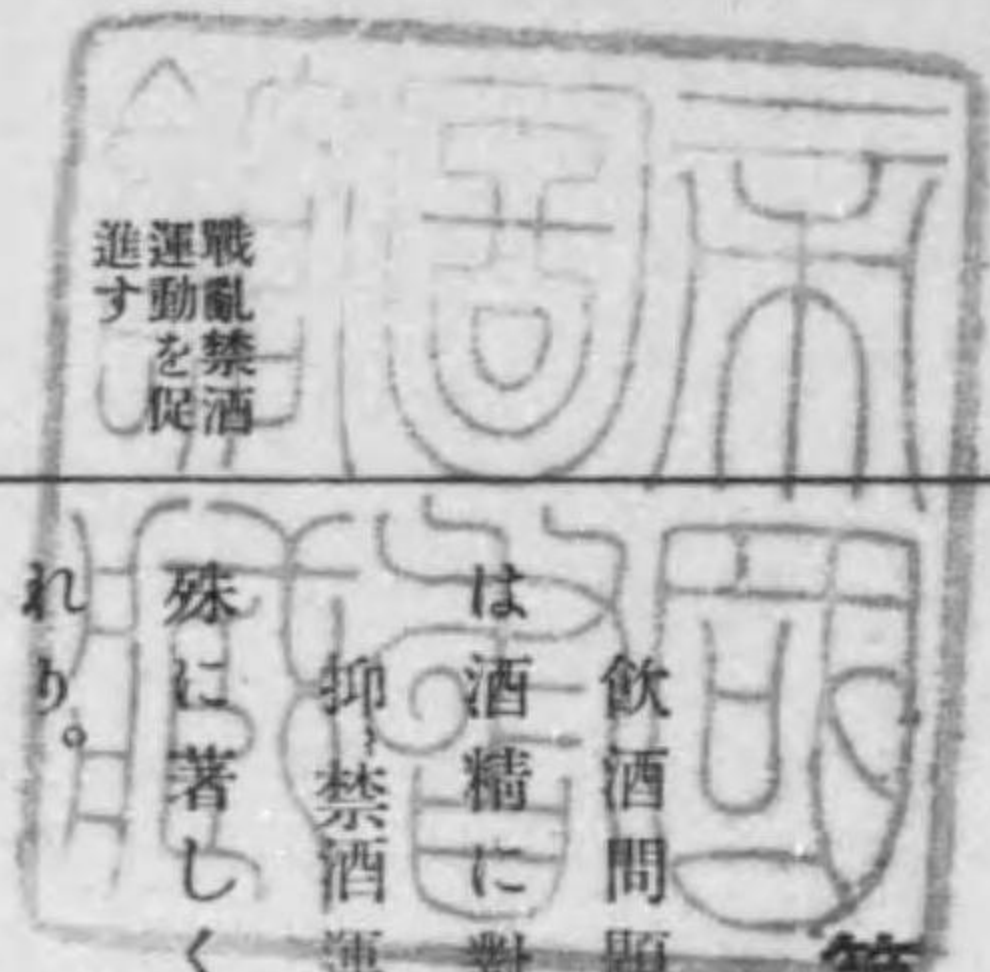
三 都會及工場に於ける禁酒の實況……………一二〇

四 醫師の觀察及禁酒の將來……………一五九

第二節 禁酒令と其の効果……………一七一

列國戰時に於ける酒精の節制

第一章 酒精に對する世界的戦争



飲酒問題は、戦争の開始以來、再三英國の上下を喧騒せしめたり。而かもこは酒精に對する世界的戦争の一部たるに過ぎず。抑禁酒運動は、戦争以前より既に其の徴候を認められしに、戦争勃發以來は殊に著しく其の歩調を早め、其の範圍を擴め、日に月に公衆の同意を得るに至れり。

國民自覺の要求する所は、社會風尙の轉換を促すべき要素なり。食料品保持の爲、穀類の醸造及馬鈴薯の搾取は禁止せられたり。軍人及市民は、各其の職務に全力を盡さざるべからず。故に體力を消耗し技術を鈍くする所の飲

料は政府の禁止する所となれり。悲哀の風潮高まり、危険の觀念深くなるの
場合は、即ち人心の放縱に流れ易きの時機なり。飲酒の弊害を自覺せる各國
民の道德的要素は、永遠の仇敵に對する政府の宣戰に、大なる刺戟聲援を與ふ
るものと謂ふべし。

瑞西の酒
領專賣局閉

(一)●中立國の酒精問題● 中立國に於ても尙且酒類の濫用を禁止せむと勉め、
至大なる効果を擧げつゝあり。開戰當初の月に於て、瑞西政府は酒類醸造の
爲に、穀類及馬鈴薯を使用することを禁止し、政府の酒專賣局は閉鎖せられた
り。今日瑞西軍隊に於ては、一切の酒類を禁止し居れり。又列車内の食堂に
於ては、一切の酒類を兵士に販賣することを嚴禁し居れり。尙旅館に對して
も、普通の價を以て、兵士に一切の酒類を賣ることを禁止し居れり。

丁抹の酒
販賣取締

丁抹に於ても、酒類醸造の爲馬鈴薯及穀類を使用することを禁止し、新に制
限を加へて、嚴重に酒類の販賣を取締り居れり。
瑞典は半世紀以前までは、非常なる飲酒國なりしに、近年に至り法律を以て

瑞典の禁
酒政策

積極的禁酒政策を厲行し、今日に於ては最も節酒するの國民となれり。戰亂
の勃發するや、國家は飲酒に對する新なる權力を要求し、去三月(一九一五年)に
於て、議會は此の戰亂の危機に際し、醉狂を來すが如き酒類の販賣を全然禁止
せむとする、中央政府及地方廳の提案に對し、當然贊意を表するに至れり。

合衆國の
禁酒運動

合衆國に於ける禁酒運動は、飲酒は健康に有害にして、且又貧困を誘致する
ものなりとの議論、今回圖らずも歐洲各交戰國に於て實證せられたる爲、非常
の効果を擧げたり。

(二)●同盟國の酒精問題●

今日獨逸國內に於ては實際如何なる事件起りつ、
つあるや正確に知るを得ずと雖、大體の事は推知するに難からず。白耳義及
波蘭に於ける泥醉せる獨逸軍が暴虐を極めたるは、畢竟國內に於ける飲酒の
習慣の爲、獨逸人特有の組織的性質を消磨したるの結果に外ならず。麵麩製
造の爲に大麥を節約せる結果、獨逸國內到る處に於て醸造せらるゝ麥酒の量
は、平常産出の四割に減少せり。地方當局者は去三月、遂に酒類の販賣を制限

獨逸に於
ける麥酒
の量に於
ける減少
の制限

し又は禁止するの權力を附與せられたり。又或る一定の地方に於ては、制服を着けたる兵士に對しては、一切酒の販賣を禁止し居れり。

奥太利は穀類の醸造を禁止し、酒類販賣の時間を午前九時と午後五時との間に制限し、日曜には酒類を販賣する總ての店を閉鎖せしめたり。

回々教徒たる土耳其國民は、元來暴飲を慎むべき筈なり。然るに飲料を全然節制するの嚴格なる制度は、西洋文明の誘惑に依りて、全然破壊せられたり。是に於てか、二箇月以前皇帝は公然の泥酔者を司法官の審問に附し、有罪者と見做すとの勅令を發するに至れり。

(三) 聯合國の酒精問題 伊太利は佛蘭西と同じくアブセントを禁止せり。今日に於ては、十六歳以下の青年には一切の酒類を販賣することを嚴禁し居れり。又軍隊に於ても、他の交戰國軍隊に於けると同様の傾向を見ることを得べし。先づ第一に從來のブランドー壘は珈琲壘と爲れり。かの山地戰に於ける勇敢を以て世界に有名なるアルピン軍隊は、將卒共に嚴密なる意味に

於ける禁酒黨なり。

千九百九年より千九百十三年に至る五年間の伊太利に於ける酒類消費平均年額は約三億弗にして、其の六分の五即ち二億五千萬弗迄は國內に於て消費す。之を産出額の大部分を外國に輸出する佛國に比すれば、實に雲泥の差あり。而かも年額二億五千萬弗に達する酒類に要する原料は、到底其の全部を國內に於て供給すること能はず。即ち年額六千萬弗乃至一億弗の穀物は之を外國に仰がざるべからず。斯の如き状態は千九百十五年度に於ては、國內一般の凶作と戦争に因れる輸入超過との爲、更に一層不安の念を抱かしむるに至れり。然れども今若し葡萄栽培に使用せる勞力及土地の一部分を以て穀物耕作の用に當てたらむには、優に國內に於ける食料品の供給を維持するに足るべく、隨て此の不安の念を一掃することも強ち難きにあらざるべし。佛蘭西は強制的にアブセントを禁止せり。其の禁止令は空文に非ず。アブセントの原料は、沒收せられ且燒棄せられたり。去七月ヘロールに於て行

第一章 酒精に對する世界的戦争

六

はれたる一例は偶、此の間の消息を傳ふるに足るものあり。アブセントの醸造に依り、有罪と認められたる一醸造家は重き罰金に處せられ、五倍の國産税を課せられ、二千磅(大凡我二萬圓)に價する原料は沒收せられたり。法律の制裁に依りて處分せられたる彼の全損失は、九千二百磅(大凡我九萬二千圓)に及べりといふ。八月に至りては、酒精に對する戦争は更に一新生面を開けり。即ち下院に於ては、從來弊害の根源たりし自家醸造の權利を停止し、酒精に一層重き税を課せむことを政府の專賣局に提案せり。

露國がウオッカを禁止せるは、世の普く知る所なり。至大の犠牲を拂ひて露國は其の自由を齎らせり。露國の節酒は國民の風紀を支持し、軍需品缺乏の結果敗北を招ける軍隊の道德を維持したり。ウオッカの禁止は、最も嚴格に厲行せられたり。或ウオッカ飲用者がメチール飲料及其他の有害なる藥品等を代用するや、不法の準備及販賣に對しては、重き罰金を課するの命令發せられたり。國民の新たなる節制の結果として、貯蓄銀行の預金は非常に増加

し、社會的秩序にも好果を擧げ得たるは、明白なるの事實にして、強き酒類を廢することは、公衆の福利を増進せしむるものなりといふ議論の有力なる證明たり。

英國に於ては、新しき法律上の權力を賦與せられたる軍事當局者、警保局並中央監督局は、飲酒の習慣を嚴格に取締れり。戦亂の終局は、決して英國に於ける反飲酒戦争の終結とならざるべし。而して官憲に於ける禁酒政策は漸次其の範圍を擴張し、今や國民全體の運動に近づきつゝあり。

英領諸殖民地に於ても、本國と均しく禁酒運動を起すに至れり。濠洲に於ては、新軍隊に對して酒保を一切禁止し居れり。南濠洲に於ては、午後六時を以て販賣店を閉鎖し居れり。

ビクトリアに於ては、旅館は戦争以前よりは五時間後れて店を開き、午後九時半には閉鎖し居れり。

加奈陀諸地方よりは、種々有益なる報告に接せり。オンタリオにては、午後

七時を以て一般酒店の閉鎖時間と爲し、制服を着用せる兵士に酒類を販賣するを以て違法と爲せり。マニトバに於ては、午後七時を以て閉鎖時間と爲せり。ニューヨークに於ては、酒店の營業時間を、午前八時より午後八時迄に制限し、制服を着用せる兵士の之に出入するを禁止し居れり。サッカチェワンに於ては、一切の民間酒店は營業を停止せられ、酒類の販賣は政府の藥局に限られ、消費許可の證明ある者に限り之を販賣せり。アルバータは、更に嚴格に取締を厲行し、今日に於ては、一に對する二の大多數を以て、禁酒令を公布するに至れり。

全世界の文明諸國が、這次の戰亂に於て、飲酒の習慣を打破せむとする傾向に徴すれば、平和克復の曉に於て、飲料に關する法令の激烈なる審議は、列強の内國政策中、最も顯著なるものとなるべきは、今より之を推知するに難からざるべし。

(一九一五年十月一日倫敦レビュウ所載)

第二章 戰爭と英國の飲酒取締

第一節 飲酒取締令と其の效果

(英國酒類販賣監督局長ダバーノン卿所話)

英國酒類販賣中央監督局長ダバーノン卿は、開戰以來飲酒取締令を厲行したる結果、全國に於ける労働者をして其の活力を一新せしめ、這般の效果は、延きて戰鬥力の上にも、直接に至大なる影響を及ぼせることを明言せり。即ち、軍需品製造事業は大に改善せられ、各方面に於ける軍事的活動も頗る敏活となれるは、一に飲酒取締令の實と稱するも過言にあらず。

新取締令は、酒の販賣時間を制限して、午後零時より二時半まで及午後六時半より九時半まで、即ち一日五時間半と定めたり。全英國の人口總て四千萬人、其の中飲酒者は二千九百萬人を算せり。此の如き多數の飲酒者に對して、

少からざる制限を加へたるも、而かも之に就て何等格段なる反對の聲を聞かざりしなり。寧ろ飲酒の特權を制限せるダバーノン卿の目的に對し、各市町村は殷盛なる賛同の意を表せり。是れ即ち法令尊重の公共心に對する、大なる貢獻をなせるものにして、戰爭繼續の爲に、舉國一致の實を擧げしむるの一原動力となるものと謂ふべし。ダバーノン卿の言に據れば、取締令施行の結果は、公然の酩酊者をして、其の數を五割に減せしめたりと雖、現在の方針は、決して近き將來に於て、絶對の禁止を行はむとするの前程ならしめむとするものにあらずといふ。ダバーノン卿は更に左の如き説明を爲せり。

予(ダバーノン卿)は何れの國に於ても、將來必然に起るべきものにして、而かも之に對して未だ何等満足なる解決の方法を發見し得ざる飲酒問題に就き、個人としての觀察を爲さむとす。

少くとも英國に於ける實際の状態を知らむと欲せば、吾人は先づ戰爭勃發の當初に於て、酒精の消費高及泥酔者の犯罪數、共に増加したるの事實ありし

ことを考へざるべからず。從來商業の好況は、常に酒精消費高の増加と相一致せり。然るに茲に第一に注意すべきは、千九百十年より千九百十四年までの間に於て、酒精に對する増稅禁酒の獎勵及強制的營業取締等の結果、營業許可の年々約一千件宛の減少を來し、商業の好況、給料の増加と、殆ど一致せざるの現象を示せること是れなり。

第二に注意すべき事は、公衆が過去九箇月間既に實施せられし嚴格なる取締令を堅く遵奉したるの決心是なり。予は此の現象を以て、獨り戰爭の必要に迫られたる拘束に出づるものと思惟するのみならず、國家有事の場合に於ては、各個人の便宜と雖、國家の目的を達するが爲には、或程度まで之を犠牲に供せざるべからずとの自覺に歸せむとす。此の愛國的觀念は、常に消費者のみに限らず、一般公衆にも存し、思慮ある販賣者も亦皆此の取締令を嚴守せり。此の事業に於て吾人の最も満足に思ふ現象の一は、各地に於ける重立ちたる商人等が、法令に違背するが如き者に對して、之が遵奉を強制したるの助力

是れなり。是れ下級商人の不法行爲は、常に公衆の利益を沮害するのみならず、面白からざる競争を構成することを憂慮したればなり。

此の法令に就ての個人的効果に關して、精確なる價値を定むることは、頗る困難なり。然れども酒精取扱の營業を禁じ、販賣時に於ける掛賣を禁じ、又酒精の任意的混水に認可を與へたるに對しては、何等非難の聲を聞かざりき。

時間の制限に關しては、尙多少意見の相違する所なしとせず。諸君の熟知せるが如く、政府は酒精の販賣時間を、成るべく勞働日と衝突せざるの日に於て、通常の食事時間と相伴ふ時間中に制限せむとせり。然るに多くの都市に於ては、豫期せざる結果を生ずるに至れり。即ち泥酔者の暴行(暴行は普通風紀の紊亂、毆打等を意味す)に對する犯罪數の減少したる割合は、泥酔者數の減少したる割合よりも、更に著しきものあり。此の結果に就ては、何等正確なる原因を認むることを得ざるも、此の問題の總べての研究者の注意する所となれるは事實なり。

若し夫れ、予の結論とする所如何と問はゞ、予は最後の結論をなすには、餘りに時間短かしと答ふるのみ。然れども尙大なる改善を要すべき餘地あるとは、疑を容れざる所なり。不節制なる飲酒及之が結果として取締令施行後、直に各地に起れる犯罪に就ては、今日まで嚴格に取締を厲行せり。予は一たび達したる効果を、少しも失墜せざりしことを明言するに憚らず。

『人は法令に依りて覺醒せらるべきものに非ず』とは、屢唱へらるゝの言なりとす。予の確信する所に據れば、實際に有効なる新法令の下に於ては、戰爭前に盛なりし泥酔者の、四分の三までは、今日殆ど其の跡を絶つに至れり。

何故に改善の容易にして、且又容易なるべきかといふの理由として、經濟上に於ける現行制度の効果の、餘りに影響せざることは、疑ふべからざる所なり。現在に於ける行政上の方策を精細に研究せる者は、何人と雖酒精販賣の現行法は、如何に一般公衆に不法にして、且又無効なるかを知らざる者なからむ。風紀取締の上より之を見るも、警察眼より之を見るも、販賣店の多きに過ぐ

るは、何人も知る所なりと雖、更に營業上の利益より之を見るも、尙且其の數の多きに過ぐる事、及其の數を三四割減禁することに依りて、各自に相當なる利益を生ずべきことは、人多く之を悟らざるなり。從來改革論者は、醸造家の増大せる利益に就て、餘りに喧しく論議せる爲、醸造家自身に於ても、生産の莫大なる割合に、實際の利益甚だ僅少なることを自覺せざりき。即ち全生産額九億三千万弗(約十八億六千万圓)の中、三億二千万弗(約六億四千万圓)は、税として除去せられ、更に製造費二億弗(約四億圓)を控除するときは、殘額は僅に四億一千万弗(約八億二千万圓)と爲り、此の中に販賣費と利益とを包含す。即ち税の多額なる割合に、純益は至つて少額なり。然れども今若し無法なる競争を制し、更に有効なる組織と整理とを實行したらむには、何人にも損害なくして、經濟上に大なる餘裕を生ずることを得べし。

無益なる酒保を公許するは、常に公共の秩序を紊亂し、不節制を増長せしむるのみならず、多額の金は無用なる運送の爲に浪費せらるべし。倫敦の東部

に於ける醸造家は、西部に二三の販賣場を所有し、麥酒運搬の爲に運搬車を送り、又空樽を積みて歸らざるべからず。同様なる現象は、東部に品物を送る西部醸造家に於ても、之を見るところを得べし。地方に於ては一層甚しく、不必要的麥酒運搬車の爲に鐵道は妨げられ、道路は毀損せらる。而して此等は少しく注意ある方法を以てすれば、其の産地より移さるも亦可なるべし。

麥酒は實際不幸なる經歷を有せり。即ち無法に醸造せられ、無法に運搬せられ、又無法に販賣せらる。若しも不必要なる費用を避けたらば、下落したる價格及改定せられたる利益を以て、以前同様の取引を維持せらるべく、又取引減少するも以前同様の利益を得らるべし。讀者諸君の耳に入り易き言葉を用ふれば、從來の如き有様にては、如何に鑛石豊富なりとも、精金は甚だ貧弱なるべし。經濟上より見るも、現行法に對しても、餘り多數なる醸造家は、最近の組織合同に依て、大に減ぜらるべし。而かも醸造家は、之に對して自から恥づる所ありやといふに、殆んど其の模様なきが如し。彼等は内部組織の改善に

意を傾くる能はざるまでに、唯外部の壓迫に反抗することにのみ熱中し居れり。

改善の目的は、醸造家及蒸餾家に打撃を與ふるにあらずして、寧ろ彼等より一層好き効果を得むとするに在り。而して若し彼等自から其の地位に就て廣き見解を有し、時局の困難を自覺し、彼等の一致協力が、不法無効の組織に依れる現在の地位と有効なる經濟とを裨補するを得ば、此の改善は期して待つべきなり。

更に彼等の利益に就て言はむか、利益は元來轉換すべき性質のものなり。社會改良、酒店改善、禁酒獎勵其の他社會幸福に必要な種々の事に彼等の意志を轉換せしむるは、決して難事にあらざるべし。

醸造業の改善は容易なり

醸造業内部の經濟を圓滑ならしめ、公衆利益に必要な改善を有効にすることは、更に容易なる事なり。一時の流行に驅られたる現在の論争は殆ど全く消滅するに至るべし。尙酒店其の物の管理視察を一層嚴格にする法令を

習慣的泥酔者の時泥酔者

協議することも亦一法ならむ。

販賣管理の責任者は、管理の經濟の爲に、比較的小なる事業より比較的大なる割合の利益を得たる過去の經驗に依り、凡て斯様な問題に接近することを得べし。

習慣的泥酔者に對しては、彼等の幸福を保護する以外、其の改善は殆ど不可能なり。而して一時的泥酔者は、改善せらるべき時期に於て之が防止の策を講ぜば、大に其の數を減少することを得べし。然るに今日に於ては、泥酔者に對しては餘り取締をなし居らず、是れ予の最も遺憾とする所なり。

此等は不必要なる酒店及愚なる費用より出で來れる結果なり。酒類は確實なる販賣を命令する何等人爲の獎勵を要するものにあらず、又酒店は想像するが如く、決して利益のある商賣にもあらず。顧客即ち購買の特權を濫用する者は比較的少數なれども、此の少數の者が全體の商業に不信用と危険とを齎らすなり。公衆は今や政府の命令の下に、新なる方法に於て適當なる施

設を求むるの機會に到達せり。而して戦前状態の準備に於て、吾人は不節制なる善惡の一層接迫せる幾多問題の解決を、容易に發見することを得べし。

(一九一六年六月四日紐育タイムズ所載)

第二節 飲酒取締令と飲酒者の減少

議會及新聞紙上に於ては、グレットゥナ地方に於ける酒類販賣中央監督局の採用せる政策が、飲酒の取締に對し尙十分なる効果を與へざりし事を確認せり。然れども時日の経過と共に漸次改善の傾向を示せるは争ふべからざる事實なりとす。

千九百十五年七月十二日、監督局の管理の下に舊郵便局に設置せられたる廣大なるグレットゥナ飲酒店は、新に市民の休養所として開放せられたり。同時にカーリッスルに於ては、認可を得たる店にして自から閉店せるもの六軒あり。爾來飲酒店にして、其の店を譲渡し又は廢業を爲せるもの少からず。

カーリッスルに於ける酒店の廢業

カーリッスルに於ける飲酒者の減少状況

而して其の取扱件数は、八月二十七日迄に六十五件に上れり。カーリッスルに於ける最近數週間の飲酒犯罪者の數左の如し。是れ固より一地方の例に過ぎざるも、亦以て一般の傾向を察知するに足るべし。

週日	犯罪者	週日	犯罪者
至六月十一日	四二	至七月二十三日	一七
至六月十八日	三二	至七月三十日	一八
至六月二十五日	二五	至八月六日	一八
至七月二日	二七	至八月十三日	一二
至七月九日	二六	至八月二十日	一〇
至七月十六日	二一	至八月二十七日	八

監督局は未だ市中に於ける總ての許可酒を取締るに至らず。蓋し其の管轄權獲得の手續を完成し且必要なる組織的改良を實行するに至る迄は、監督局が其の最後の目的とする取締方法の不完全なると亦已むを得ざるべし。

飲酒に因る犯罪者の数の減少は、やがて監督局の取締規則に據る飲酒店に對する取締が、已に著しく改良せられたることを實證するものとす。

(一九一五年九月六日倫敦タイムズ所載)

第三節 飲酒取締の効果と工場酒保の開設

豫てより酒類の絶對的禁止を主張する者と其の販賣を現在の儘に放任するを利益とするものとの間に行はれたる稍激しき論争に於て、穩和派の主張は遂に敗北する所となれり。如何なる公共上の重要問題に於ても、兩説の極端論者は著しく注目し値すべき記録を遺すを常とす。國家の能力を第一に尊重し且希望する一般人士に於ては、酒類の禁止又は其の現状維持の何れよりも優良なる中間方法の有無を講究せむとするに至れり。政府が酒類の販賣權を獲得し且之を管理する事は、有力者間に於て認容せらるべき中間方法なることを主張するの理由充分なりとす。而して酒類販賣に關する將來の

方針が此の方面に存在するを推定すること亦困難なりとせず。

過去二年に亘る國家的努力の間に於て學び得たるの事象多かるべしと雖、而かも其の効果の最も著しき教訓の一は、其の組織の適切にして極めて嚴格に施行せられたる酒類販賣の制限が、酒精の浪費を防止し、又は少くとも減少せしむるに與つて大なる効ありしこと是れなり。此の事たるや英本國二十大都市に於ける飲酒犯罪者の一週間平均數が、未だ酒類販賣中央監督局の監督を受けざりし千九百十五年に於て二千四百十五人の多きを算したるに反し、千九百十六年初頭より十一月末までの一週間平均數は僅に千三百七十二人に過ぎざりし事實を以て見るも明かなり。換言すれば犯罪者は四三二パーセントの減少を見たりしなり。左表は大都市に於ける飲酒犯罪者減少の狀況を示すものなり。

都 市	一九一五年	一九一六年
大 倫 敦	一〇七〇	五五三

第三節 飲酒取締の効果と工場酒保の開設

バーミンガム	四七	二五
リヴァプール	二一三	一一七
マンチェスター	八三	五二
ニューカッスル	六六	三八
エディンバラ	一一八	七八
グラスゴー	五一七	三二六
ダンディ	七〇	四九
アバーディーン	四一	三〇

此等の数字は、現下賃銀昂騰し職業の豊富となれること實に前古未曾有の時代に在るを参酌して考ふるときは、頗る注目に値すべきものなるが如し。而して酒精消費量を見るに、左表の如く財政年度千九百十六年の當初八箇月間に於ける消費量は、其の前年度の同期間に於けるよりも二〇パーセント以上の減少を示せり。

酒類消費量の減少

麥酒 (單位バレル(九斗三升))

四月	一九一五年	一九一六年
五月	二、二五五、〇〇〇	一、九二三、〇〇〇
六月	二、五九五、〇〇〇	二、三三三、〇〇〇
七月	二、七〇九、〇〇〇	二、三〇五、〇〇〇
八月	二、八八七、〇〇〇	二、六六八、〇〇〇
九月	二、七一一、〇〇〇	二、三五五、〇〇〇
十月	二、四九〇、〇〇〇	二、二五八、〇〇〇
十一月	二、二八八、〇〇〇	二、一四二、〇〇〇
合計	二〇、七七四、〇〇〇	一八、三二七、〇〇〇

火酒 (單位ガロン(二升五合強))

一九一五年 一九一六年

第三節 飲酒取締の効果と工場酒保の開設

四月	六、一九二、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇
五月	五〇二、〇〇〇	一、六四一、〇〇〇
六月	一、五一八、〇〇〇	一、三二五、〇〇〇
七月	一、九八六、〇〇〇	一、二三九、〇〇〇
八月	二、〇九七、〇〇〇	一、三三九、〇〇〇
九月	二、九一四、〇〇〇	一、六七四、〇〇〇
十月	二、三九三、〇〇〇	二、三一、〇〇〇
十一月	三、三二〇、〇〇〇	二、九三〇、〇〇〇
合計	二〇、九二二、〇〇〇	一三、九一九、〇〇〇

飲酒に因る自殺者の減少

政府が酒類販賣を制限するの正當なりてう結論に對し有力なる證左となるべき一事は、リヴァプール、マンチェスター及其他の十大都市に於て、千九百十五年の初頭より九箇月間に於ける飲酒に因る自殺者三百九十六人(男子一七六人、女子二二〇人)が、本年度の九箇月間に於て二百八十七人(男子一四

酒精中毒患者の減少

五人、女子一四二人)減少せることは是れなり。又代表的地方の諸工場及監獄に於ける酒精中毒患者の数の減少は、左表に依て明かなるが如く頗る注目に値するものなりとす。

地方別	期	間	中毒患者數	期	間	中毒患者數
リヴァプール救貧區	自一九一四年八月	至一九一五年一月	二五六	自一九一五年八月	至一九一六年一月	一一八
東部倫敦及ワールウィッチ救貧區	自一九一四年十二月	至一九一五年四月	六五	自一九一五年十二月	至一九一六年四月	三五
ウエストハム寺區	自一九一四年十一月	至一九一五年十二月	九五	自一九一五年十一月	至一九一六年十二月	八
ブラッドフォード救貧區授産所	自一九一四年五月	至一九一五年五月	一三	自一九一五年五月	至一九一六年五月	八
グラスゴー及ゴヴァン救貧區	自一九一四年八月十六日	至一九一五年九月十五日	一〇八	自一九一五年八月十六日	至一九一六年九月十五日	七一

前表中六地方の監獄に於ける酒精中毒患者は、制限令發布前五箇月間には二十三人なりしが、制限令發布後の五箇月間には僅かに六人を算したるのみ。

取締法の
効果をも
更に改良
するに
方法

取締上の
障害

政府の酒
類販賣

第三節 飲酒取締の効果と工場酒保の開設

二六

此等現行の取締法にして一般公衆及同業者に依り一層嚴格に遵守せられ、且此等命令の履行を左の手段に依りて強制するに於ては、更に優良なる結果を見るを得べし。

(イ) 諸長官の發する更に峻嚴なる宣言、

(ロ) 更に嚴密なる指揮及監督、

(ハ) 規則違反の故を以て中央取締局の行ふべき飲食店酒場等の閉鎖、

然れども最も識見に富める人々と雖、左の如き場合に於ては極めて満足なる解決をなすこと難かるべし。

(イ) 飲酒店の數にして實際の需要より甚しく超過するが如き場合、

(ロ) 個人の利益が消費を獎勵する事に由り甚しく増大するが如き場合、

(ハ) 各酒造場間の競争が、其の結果販路を對手に奪はるゝ事を恐れて、被免許者に依る適當なる取締を妨ぐるが如き場合、

而かも此等の障害は政府の販賣及取締により克く有効に之を避くるを得

べし。而して之が社會公衆の秩序及禁酒に對する結果は、少くとも中央監督局が命令を以て最も嚴格に其の取締を行ふ地方に於て贏ち得たる結果に比し敢て劣る所無かるべしとは、此の方法を提唱する者の確信する所なり。

監督局が其の取締を開始せる以前に於ては、政府にして一朝其の販賣權を得たる曉には、其の利益を多からしめむが爲、自然の結果として酒精の販賣を獎勵するに至るべしとの理由を以て、政府の買収に反對せる者ありき。而かも此の反對論は、今や其の論據の標準が事實上絶對に無用視する事を得ざる制限規則の上に存するに至りしを以て、其の勢力を失ふに至れり。販賣時間、は今や一日十七時間より五時間半に減縮せられ、饗應、掛賣、押賣等は全廢せられたり。又火酒に對する強制的水割法は已に規定せられ、且麥酒に就ては最高醸造量の限定を見るに至れり。右の外事の如何を問はず、苟くも國家の利益に關する既得の權利は之を亡失すべからざるなり。

然れども監督局は既に直接其の取締の經驗を得たり。即ち其の取締を實

火酒の水割
強制醸造量
の制限

第三節 飲酒取締の効果と工場酒保の開設

軍需品輸送職
工及船運職
人夫に對
する酒保
の開設

酒保を有
する軍需
品工場
職工の
數

行したる飲酒店の總數は已に百七十を算するに至れるなり。是等飲酒店の中二十七軒に對しては酒精の販賣を停止し、他の六十軒に對しては營業を許可せられたる家屋の改築完成するを待ちて、之が閉鎖を命ずるの豫定なり。加之十一月三十日に於て軍需品職工に對し五百十四箇所、及輸送人夫に對し六十箇所以上の酒保を開設し又は其の準備中なる事を記憶せざるべからず實に全數中二百十六軒は政府の監督を受くる會社、工場等の經常利益金を以て軍需大臣の推舉の下に設備されつゝあり。而かも其の費用は五十二萬三千七百六十三磅（一磅は凡十圓）に上れり。同時に監督局は義勇協會の施設に係る他の四十個の酒保に對する補助金として一萬九百七十磅を支出せり。左表は酒保の設備を有する軍需品工場に於ける職工の數を示せるものなり。

工場別	職工總數	酒保總數	酒保を有する工場に於ける職工總數	酒保を利用す職工數の百分率
-----	------	------	------------------	---------------

政府の監督の下に在る工場		官設工場		總計	
一、六五七、〇二九	三六〇	五五〇、〇〇〇	三三%	一、八五七、九九四	五一四
二〇〇、九六五	一五四	一七〇、〇〇〇 (概算)	八四・五%		
		七二〇、〇〇〇	三八%		

(一九一六年十二月二十八日倫敦タイムズ所載)

第三章 戦争と佛國の飲酒問題

第一節 佛國の酒精政策

一 アブセント及之に類似の火酒の

製造及販賣禁止法

(千九百十五年一月七日公布)

公衆ノ衛生及佛國人種ノ將來如何ヲ憂ヒナハ佛國ニ有力ナル酒精害毒ノ防止機關ヲ創立スルニ若カストハ醫學博士會ニ於テ屢主張セラル、所ナリ
理學博士會モ亦最近數回ノ會議ニ於テ同會ノ切ナル希望ヲ發表シ不日其
ノ害毒ヲ排除セムトスルニ適切ナル處置ヲ採用シ醫學博士會ノ希望ヲ助ケ
ムトセリ。故ニ今後遠カラスシテ一般ニ酒精ノ取締法ノ改正ヲ要スルヤ勿

論ナリト雖理學博士會ニ於テ滿場一致ヲ以テ可決サレタル二種ノ處分ヲ今
日直ニ實行スルハ最モ適切ナルカ如シ。蓋該處分ハ酒精ノ害毒ヲ防止セム
トスルニ最モ有効ナルハ世人ノ久シク是認スル所ニシテ實ニ至當ノ見解ナ
リト謂フヘシ。

然レトモ其ノ處分ハ敢テ從來ノ取締法ヲ全ク革新セムトスルニ非スシテ
既ニ全國各地ニ於テ制定シ殆ト輿論ノ承認シタル取締法ヲ全國ニ普及セシ
メムトスルニ過キサルナリ。

既ニ世人ノ知ルカ如ク若干ノ府縣ニ於テハ中央政府ノ訓示ニ基キ縣令ヲ
發シ酒類小賣店ニ於テハ「アブセント」及之ニ類似ノ酒類ノ販賣ヲ禁止セルノ
ミナラス地方ニ依リテハ其ノ運搬ヲモ禁止シタリ。然ルニ其ノ取締規則ハ
忽チ好結果ヲ來シ全國中多數ノ地方ニ於テハ方今既ニ該酒類ノ消費ハ實際
上絶無ナリト謂フモ敢テ不可ナカルヘシ。該酒類ノ毎月ノ運搬高ハ平均約
二萬エクトリートル(一「エクトリートル」ハ我五斗五升餘)ヲ降ラサリシモ最近

數箇月ノ運搬高ハ減シテ五十、エクトリト以下ニ降り、而カモ其ノ運搬高ノ多分ハ小賣店ニ送リシモノニ非スシテ特別ノ事情ニ起因スルナリ。

今若シ實地ニ就キテ調査ヲ遂クルトキハ多少ノ密賣ハ到底之ヲ免レサルヘシト雖其ノ數ハ極メテ少量ニ過キサルヘシ。現ニ主務官廳ニ於テ調査シタル結果ニ照ラストキハ「アブセント」ノ大製造場ニ於テハ内地ニ向ツテ該酒類ヲ發送セシコトナキヤ明ナルヲ以テ最近五箇月以來秘密ニ消費セラル、モノハ僅ニ其ノ以前ヨリ貯藏シタル數量ノ殘餘ニ過キサルヘシ。

酒類ノ小賣ニ關シテハ千八百八十年七月十七日法律第七條ヲ適用シ各種ノ公設機關ノ周圍若干米突ヲ限リ酒類小賣店ノ開業ヲ禁制スルノ權利ヲ市町村長ニ與ヘタルヲ以テ里昂、グルノーブルノ如キ若干ノ都會ニ於テハ立飲者ノ數ヲ制止スル點ニ於テ頗ル好成績ヲ舉クルコトヲ得タリ。

千九百十三年七月三十日法律第四十八條ハ各縣知事ニ其ノ管轄區内ニ於テ同一ノ取締規程ヲ制定スルノ權利ヲ與ヘタルヲ以テ全國ニ渡リ小賣店ノ

數大ニ減シタリ。故ニ今一般の取締規則ヲ制定スルモ其ノ効果ハ特別ノ事情アリテ千九百十三年法律第四十六條ヲ未タ適用セサル地方ニ火酒小賣店ノ制限ヲ及ホスノ外ナキナリ。「アブセント」及之ニ類似ノ酒類ノ製造ヲ廢止シ及酒精小賣店ノ開業ヲ禁止セムトスル處分ハ議會ニ於ケル各種ノ決議ニ現ハレ實驗上其ノ處分ノ効果明カナルヲ以テ今ヤ該取締法ヲ全國ニ施行スヘキ時期ノ到來セシコトヲ確信シテ疑ハサルナリ。是レ即チ本官等カ閣下ノ高裁ヲ仰カムトスル布令ノ目的ナリ。

佛蘭西共和大統領ハ內務大臣等ノ報告ニ基キ內閣會議ヲ經テ左記ノ布令ヲ公布ス。

第一條 千九百十七年一月三十日法律第十五條及千九百八年十二月二十六日法律第十七條ニ定メタル「アブセント」及之ニ類似ノ酒類ノ卸賣、小賣及運搬ヲ禁止ス

前項ノ禁令ハ輸出ノ爲又ハ輸出用ノ火酒ノ外貯藏セサル倉庫ニ宛テタル

發送品ニ適用セス

本條第一項ヲ犯シタルトキハ小賣店ノ閉鎖ヲ命シ其ノ他間稅局ノ訴追ニ基キ千八百七十二年二月二十八日法律第一條及千九百七年一月三十日法律第十九條ニ定メタル罰金ヲ科ス

第二條 本布令ハ次回ノ議會開設後十五日以内ニ兩院ノ承認ヲ經ヘキモノトス
(一九一五年一月佛國法律統計比較雜誌所載)

二 酒類小賣店開業規程

(一九一五年一月七日公布)

佛國共和大統領ハ內務大藏司法三大臣ノ報告ニ基キ左ノ布令ヲ公布ス

第一條 本令公布以後何人ニ拘ラス食品ノ附屬トシテ飲用スルモノ、外其ノ場ニ於テ消費セムトスル火酒、リクトール若クハ分泄藥ヲ販賣スル爲新ニ小賣店ヲ開業スルコトヲ得ス但葡萄酒ヲ原料トシタル酒精度二十三度以

下ノ酒類ハ之ヲ除ク

或設備ノ維持者免許稅ヲ免除セララル、爲千九百十四年七月十四日財政法律第三十六條ニ定メタル届出ヲ爲シタル設備内ニ於テ前項ニ定メタル酒類ノ一種ヲ販賣スル行爲ハ火酒新小賣店ノ開業ト看做ス

現在ノ小賣店ヲ移轉スルモ若シ其ノ商業資本ノ所有者若クハ其ノ遺産相續人カ百米突ノ區域内ニ於テ移轉セシトキハ新小賣店ノ開業ト看做サス死亡、倒産、休業若クハ災害以外ノ原因ノ爲一箇年以上營業セサリシ小賣店ハ廢業者ト看做シ再開業スルコトヲ許サス

本條第一項ノ規定ノ除外例ヲ許可スルヲ得ヘキ特別ノ場合竝其ノ許可ノ手續ハ今後ノ布令ヲ以テ定ムヘシ右ノ新小賣店ハ入札ニ附シ政府ニ對シ毎年若干ノ賦金ヲ支拂ハシム

本條第一項及第二項ヲ犯シタルトキハ千八百八十年七月十七日法律第四條、千八百七十二年八月二日法律第七條及千九百七年一月三十日法律第十

九條ニ基キ無届無免許ニテ酒類ヲ小賣スル場合ニ適用スヘキ刑ニ處ス
第二條 本令ハ次回ノ議會召集後十五日以内ニ其ノ承諾ヲ受クヘシ
第三條 内務大臣大藏大臣及司法大臣ハ各其ノ主管事務ニ付官報ヲ以テ公布セラレ法令全書ニ掲載セラレタル本令施行ノ責ニ任ス

(一九一五年一月佛國法律統計比較雜誌所載)

三 酒類小賣店の開業に關する法律

(一九一五年十一月九日公布)

第一章 卽座ニ消費スヘキ酒類小賣店ニ適用スヘキ規程

第一條 珈琲店立飲所其ノ他卽座ニ消費スヘキ酒類小賣店ヲ開業セムト欲スル者ハ十五日以前ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ其ノ届書ニハ左記ノ事項ヲ記載スヘシ

一、本人ノ名、姓、出生地、職業及住所

二、小賣店ノ場所

三、店名及別ニ其ノ所有者アルトキハ其ノ所有者ノ名、姓、職業及住所

四、酒精度二十三次度以下ノ葡萄酒ヲ原料トシタル酒類ノ外火酒、酒精性酒類ヲ販賣セサル約束ヲ爲スコト

巴里市ニ於テハ警視廳ニ其ノ他ノ市町村ニ於テハ市町村役場ニ届出ツヘシ届出人ハ佛蘭西人ナルコト若クハ少クトモ五箇年以來佛國殖民地若クハ保護國ニ住居スルコトヲ證明スヘシ

届書ヲ受理シタル市町村長ハ届出後三日以内ニ其ノ届書ノ謄本ヲ郡ノ檢察官ニ送致スヘシ

第二條 所有者若クハ管理者ノ移動ハ十五日以内ニ同一ノ條件ニ從ヒ届出ツヘシ

右ノ届書ハ總テ前條ニ定メタル規定ニ從ヒ郡ノ檢察官ニ移送スヘシ

第三條 未丁年者及禁治産者ハ自ラ酒類小賣業ヲ營ムコトヲ得ス

第四條 左ニ掲クル者ハ其ノ場ニ於テ消費スヘキ酒類ノ小賣業ヲ營ムコトヲ得ス

一、普通法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者

二、窃盜、贓品收藏、詐僞取財、騙詐、信用ノ濫用、罪人贖匿、醜行罪、未丁年者誘惑罪、淫賣場ノ設置、模造品若クハ公衆ノ衛生ニ有害ナル物件ノ販賣ノ爲若クハ殺傷罪及泥酔罪ノ再犯ノ爲三箇月以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者
重罪ノ刑ニ處セラレタル者ニ對シテハ其ノ失格ヲ無期トシ輕罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ若シ五年間ニ禁錮ニ相當スル重罪ノ刑ニ處セラレサルトキハ刑期後五箇年ヲ經レハ失格止ム復權ノ場合ニ於テハ失格止ムモノトス

第五條 卽座ニ消費スヘキ飲料小賣人カ同一ノ處刑ヲ受ケタルトキハ其ノ處刑ハ裁判確定ノ日ヨリ起算シ同期間酒類ノ小賣業ヲ禁止セラル、モノトス右ノ小賣人ハ其ノ營業場ヲ買受ケ若クハ借受ケタル者又ハ同人ヲ

シテ其ノ業務ヲ管理セシメムトスル者又ハ假令別居セルトキト雖其ノ配偶者ノ爲其ノ營業場内ニ於テ使役セラル、コトヲ得ス

第六條 第一條及第二條ノ規則ヲ犯シタルトキハ十六法以上百法(一法ハ凡四十錢)以下ノ罰金ニ處ス

第三條第四條及第五條ノ規定ヲ犯シタルトキハ十六法以上二百法以下ノ罰金ヲ科シ其ノ判決ヲ以テ閉店ヲ命ス再犯ノ場合ニ於テハ罰金ヲ二倍シ犯罪者ヲ六日以上一箇月以下ノ禁錮ニ處スルコトヲ得

第七條 市場若クハ祭場ニ於テ珈琲店若クハ酒類小賣店ヲ開カムトスル者ハ第一條ニ定メタル届出ヲ爲スニ及ハサルモ市町村役場ノ許可ヲ受ケ酒精度二十三度以下ノ葡萄酒ヲ原料トシタル酒類ノ外火酒又ハ酒精性酒類ヲ販賣スルコトヲ得ス

前項ノ規定ヲ犯シタル場合ニ於テハ直ニ賣店ヲ閉鎖セシメ犯罪者ヲ十六法以上百法以下ノ罰金ニ處ス

第八條 刑法第四百六十三條ハ前數條ニ定メタル輕罪及違警罪ニ適用ス

第九條 千八百八十年七月十七日ノ法律ハ第一條及第九條ヲ除ク外之ヲ廢止ス

第二章 現場ニ於テ消費スヘキ火酒及酒精性飲料ノ小賣店ニ

適用スヘキ規程

第十條 何人ニ限ラス二十三度以下ノ葡萄酒ヲ原料トシタル酒類ノ外火酒其ノ他酒精性ノ酒類ヲ現場ニ於テ消費セシムル爲メ珈琲店、立飲所若クハ酒類小賣店ヲ開業スルコトヲ得ス

右ノ禁令ハ常食ノ際ニ其ノ附屬品トシテ右ノ酒類ヲ供スル旅館、料理店及旅舎ニ適用セス店主カ免許稅ヲ免除セラル、爲メ千九百十四年七月十五日財政法律第三十六條ニ定ムル如ク届出テタル設備内ニ於テ本條第一項ニ定メタル一種ノ酒類ヲ販賣スル行爲ハ火酒ノ新小賣店ノ開業ト看做ス
現存ノ小賣店ヲ其ノ資本金ノ所有者若クハ其ノ代權者カ百五十米突以内

ニ移轉シタルトキハ其ノ移轉ハ新小賣店ノ開業ト看做サス但其ノ移轉ハ千八百八十年七月十七日法律第九條若クハ千九百十三年七月三十日法律第四十六條ノ規定ヲ適用シ定メタル地帯内ニ於テ行ハサルヲ要ス
個人若クハ會社ハ直接ト間接トヲ問ハス又ハ共同スルモ將來酒精度二十三度以上ノ酒類小賣店一箇所以上ヲ所有シ若クハ之ヲ經營スルコトヲ得ス

第十一條 一箇年以上閉店セル小賣店ハ廢業ト看做スヲ以テ移轉スルコトヲ得ス

破産若クハ裁判上ノ清算ノ場合ニ於テハ其ノ事業ノ終了スルマテ一箇年ノ期限ヲ延長ス

若シ戰亂ノ爲メ小賣店ヲ破壞セラレタルトキハ其ノ町村内何レノ地ニ於テモ再開業スルコトヲ得但戰爭終了後遅クモ二年間保護セラレタル地帯ニ限ル

所有者ノ召集ノ爲店舗ヲ閉鎖シタルトキハ遅クモ除隊後六箇月ヲ限り再
開店スルコトヲ得

第十二條 前數條ノ條件ニ違反シ火酒ノ小賣店ヲ開キタルトキハ百法以上
二千法以下ノ罰金ヲ科ス但現行ノ税法ノ罰金ヲ妨ケス該裁判ヲ以テ小賣
店ノ閉鎖ヲ申渡スヘシ

酒類行商人ハ現場ニ於テ消費セシムルト携帯セシムルト問ハス第十條
ニ定メタル酒類ヲ小賣スルコトヲ禁ス

前項ノ規定ヲ犯シタルトキハ百法以上二千法以下ノ罰金ヲ科ス但現行税
法ノ罰金ヲ妨ケス

第十四條 酒類商ノ利益保護ノ爲千八百八十四年三月二十一日ノ法律ニ從
ヒ組織セラレタル「センヂカ」並酒精毒豫防ノ爲組織セラレタル組合ニシ
テ公益事業ノ認定ヲ受ケタルモノハ佛國及其ノ殖民地ニ於テ本法ノ規定
ニ背キタル行爲ニ對シ治罪法第八十二條第六十三條第六十四條第六十

六條第六十七條ヲ以テ民事原告人ニ對シ認メタル權利ヲ行使シ若クハ其
ノ撰擇ニ任セ民法第千三百八十二條以下數條ニ從ヒ普通ノ手續ニ依リ民
事裁判所ニ訴フルコトヲ得

(一九一五年十一月法律統計比較雜誌所載)

第二節 酒精の害毒と其の防止策

佛國禁酒會々長たるラルヅー誌主筆フィノー氏は四月十五日及五月一
日(一九一五年)のラルヅー誌上に於て、酒精中毒の蔓延を痛論し、是れ實に佛
國の永久的讐敵にして、其の結果たるや、獨逸の強迫せる暴虐なる二回の戦争
よりも一層悲惨なるものなりと絶叫せり。

フィノー氏は佛國に於ける出産率の低下及産兒の體質の薄弱を擧げて、酒
精消費の蔓延を非難せり。氏は戦後に於ては人口に著しき減少あるべき事
及次代に於ける國民は假令少數なりとも精選せられたる者ならざるべから

飲酒と
産兒の
體質の
低下

酒精消費
率と死亡

第二節 酒精の害毒と其の防止策

四四

ずとの見地より、毒藥御用達に許可せられたる特權を否認せむとする公衆の反抗心に訴へたり。

フィノール氏は其の論據を確實にせむが爲、數字を掲げ居れり。例へばカルワド及セーヌ・アン・フェリュールの二縣は、佛國に於て最も多量の酒精を消費する地方にして、同時に死亡率の最も高き地方なり。又ラクルーズ縣は死亡率の最も低き地方なるが、其の住民の一年間に於ける一人の酒精消費高は僅に一・五立突に過ぎず。然るにセーヌ・アン・フェリュール縣に於ては、一・二・一八立突、カルワド縣に於ては九・三七立突を消費す。

飲酒と結
核死亡者
精神病者

戦争前佛國に於ける結核死亡者數は約十五萬人あり、而して其の半數は暴飲に原因せる者なり。ドクトル・エルジャケイ氏の説に據れば、精神病院に於ける約半數監獄に於ける殆ど全部は、酒精の飲用者なりといふ。

現今に於て此の弊害は益々著しくなれり。是れ飲料の販賣に依りて富を致さむとする人々の反對を恐るゝ政府及地方當局の姑息に因り、政府より強制

取締法の
廢弛

せられたる酒精販賣に關する取締法は漸く廢弛を來し、其の結果無制限に酒精を供給し、泥酔せる兵士の不幸なる光景を現出するに至れり。加之最初病院より退院せる負傷兵は何等の困難もなく酒精を得るが故、多くの場合に於て甚だ不幸なる結果を來すべし。是れ實に重大なる問題なり。更に注意すべきことは、酒精購買の認可を極度に利用せむとする兵士の妻の場合にして、其の結果は常に現在の子女に不幸を來すのみならず、將來永く其の子孫に害毒を及ぼすに至るべし。

フィノール氏は此の害毒を除去せむとする方策をルタン紙上に發表し、軍隊及負傷兵に對して(特に負傷兵に對しては如何なる場合と雖)酒精飲料の販賣を直に禁止すべき事、且又兵士の妻及子供に對しても之が販賣を禁止すべき事を切言せり。

佛國に於
ける絶對
禁酒の困
難

今露國皇帝又は英國禁酒論者の例に倣ひて酒精飲料を絶對に禁止せむとするは、佛國に於ては頗る難事たり。蓋し酒類の生産は佛國工業の重要な

一たればなり。然れども一旦酒精に對して取締を施行する以上は、凡ゆる方面より飽までも之が目的を貫徹するに勉めざるべからず。單に法律を以て酒精飲料の販賣を禁止せむとするが如きは、僅に此の問題の表面に觸れたるものに過ぎず。何となれば法網を免るゝの方法は、頗る多きを以てなり。要とする所は酒精飲料の小賣店を強制的に閉鎖するか、或は之に一層重き税を課し、同時に一方に於ては、今日佛國に於て最も特權を有する階級の一なる民間酒精醸造家に對して、更に一層嚴格なる法律を制定すること是なり。公衆は凡ゆる方法を以て此の害毒と闘ひ、此の事に關する政府及立法の誤謬を監視矯正せざるべからず。

生酒飲用の抑制に依り、公衆の損失を防止せむが爲、フイノー氏は變性酒精の發達及其の商業並に化學工業上に於ける使用に就て、一層の注意を拂ふべき事を促せり。こは獨逸に於て既に大なる成功を收めたる經驗なり。

氏は最後に酒精の販賣は、單に軍隊負傷者及兵士の家族に對して禁止する

のみならず、其の販賣時間を短縮し、凡て刺戟物を含み泥酔を來すが如き飲料の製造販賣を直に禁止し、一方何等かの口實の下に酒精を取扱はむとするが如き總ての商人に對して嚴格なる取締を施行すべしと切論せり。是等の方法にして一たび實行を見るに至らむか、是れ實に社會の一大進歩なりと稱するを得べし。不幸なる勞働者に對して居酒屋の代りに、安價にて良好なる家屋、有益なる圖書館及總ての者の興味を感ずるが如き娯樂所を與ふるは、實に公衆の義務なりと謂ふべし。

(一九一五年六月倫敦レビニー所載)

第三節 酒精中毒と佛國商工業の危機

●酒精中毒と●國防 今や佛國に於ける商業會議所は、孰れも酒類の國家工業に及ぼす憂ふべき影響を深く研究し、特に飲酒が佛國に於ける工業生産品の數量價值に及ぼす損失、並に全國に波及せる酒精中毒の爲彈丸銃砲の製造に幾許の損害を招きつゝあるかを調査せり。

今や政府は、我人種の將來如何は姑く措き、目下の急務として國防の直接利益に注意し、又公私生活萬般の事業の健全なる發達を圖るべき重大なる責任を有す。

今エビナル商業會議所が、百二十名の雇主の意見を徴したる結果に就て報告せる所を見るに、雇主は殆ど總て開戦以來酒精中毒の増加したる事實を認めたり。職工の飲酒に耽ること最も甚しきは月曜日にして、女工の飲酒も亦男工に劣らずと雖、之を計算せずして尙且職工の約三分の一は酩酊者なり。サン・デニ郡の一雇主は、若し酩酊者を嚴格に取締らむとせば、其の使用人の三分の一は解雇せざるべからざることを斷言し、ルミルモン郡の三名の雇主は、酩酊者の取締を餘り嚴酷にする時は職工の手不足を生ずるの虞あるを以て、之を斷行し得ざる旨を公言せり。而して總ての雇主は、職人の給料の大部分が飲酒の爲に消盡せられ、夫は妻を去り、子供は兩親に離れ、一家離散の悲運を見るに至る者尠からざることを確認せり。

開戦後
に於ける
酒精中
毒の増
加

酒精中
毒と生
産力
の減
退

エビナル商業會議所の諮問を受けたる雇主等は、特に人跡稀なる寒村僻地に酒類小賣店の設置せらるゝことを遺憾とせり。此等小賣店の監督は殆ど不可能にして、法律命令も何等の効を爲さず。此等小賣店は日夜何時たりとも開かれ、屢々怪しき婦人の之に出入するを見る。

海峽鍛鋼造船場支配人アンブラール氏の言に曰く、「開戦以來酒精中毒は大に我が生産力を害し、其の害毒は恐らくは數月以來予の實見したる程度に超過せむ。顧ふに當工場の製作品が直接若くは間接に國防に利害關係を有するは勿論にして、軍需品の製造には召集されたる職工を使役せり。彼等は概ね自重せる職工にして、其の地方の者尠く且身軍籍にあるを以て、嚴酷なる軍律の刑罰は彼等をして飲酒を避けしむるに餘りあり。隨て此等の職工に就て酒精中毒問題の起らざるは當然なり。之に反し非動員勞働者に至りては殆ど皆其の地方の者にして、酒類に親しむこと頗る頻繁なれども、目下解雇者の補充不可能なる爲全く之を禁止すること極めて困難なり。偶々酩酊者を

解雇するも之に代るべき者なき爲、動もすれば數日の後再び之を雇入るゝこととなるなり。予の知れる所にては、今日まで地方當局者は、之が禍根を斷つべき何等の方法をも講ぜず」と。

飲酒と労働能率の減少

又ルーアン船具會社長は言つて曰く、『吾人は手工の能率より見て酒精中毒を悲しむものなり。吾人の使役する労働者の現在能率は、酒精の爲五割乃至六割減少しつゝあり。吾人は平均千名乃至千二百名の労働者を使用し、我生産は國防に關係すること最も大なり。何となれば吾人は河川運搬會社と提携して巴里設堡營に石炭、小麦を補給するの責任を有すればなり。吾人は労働者の手不足なる爲、餘儀なく酩酊者を使用し、或は一度解雇したる酩酊者を其の酒癖を承知の上再び採用せざるべからざるの已むなき状態にあり』と、吾人は又被動員者及負傷者に關して悲しむべきの事實を見る。即ち被動員者は飲酒に耽りて其の義務を怠り、負傷者は之が爲其の快癒遅延し、勇敢なる兵士にして酩酊の結果軍法會議に附せらるゝ者あること是れなり。

被動員者及負傷兵の酒の悪風

負傷兵の手當金を酒に費す

凡そ酒癖程傳染し易きものなし。此の悪癖を有する兵士は忽ち他の僚友を誘惑して共に飲酒に耽溺するに至る。最近回復期にある負傷兵に月手當金の支拂を決議したるも、負傷兵に對して酒精性酒類の販賣を禁止すべき布令を公布せざりしを以て、彼等負傷兵は手當金の全部を酒店に費すを常としたり。

聞く所に據れば、慈善家の夫人に依り負傷兵の爲に巴里郊外に設けられたる救濟所は、今や將に閉鎖せられむとす。蓋し不幸なる負傷兵等は酒精の誘惑に抵抗すること能はずして、屢、泥酔して歸來し、醜態を演じて救濟所管理の任にある夫人連を失望せしめたるなり。

回復期負傷兵の野戰病院を管理する某夫人の言に據れば、泥酔して歸院する兵士等を放逐する爲、少くとも一週三回は餘儀なく警官の力を藉ることあり、又大膽なる兵卒一人が若干法の金錢を所持せば、他の十餘人の兵卒を誘惑して暴飲せしむるに何の苦もなしといふ。

斯くて弊害は日に増加しつゝあり。余(フィノー氏)は最近約二十箇所の病院及野戦病院を訪ひたるに、到る處の院長看護婦は、異口同音に酒精中毒の傷病兵に回復し難き害毒を醸すにも拘らず、政府の之が救治策を講せざるは了解し難き旨を述べたり。

今や全力を盡して戦争の要求に應ずべき此の危急存亡の秋に當り、農業も亦戦争の悪影響を蒙り、田畑の耕作までも著しく妨害せられつゝあるは最も遺憾なり。予は(フィノー氏)久しき以前より巴里郊外の小村最も見晴しよき所に住居す。此の村はモン・モランシー森林中に在りて鐵道線路より數軒を隔つ。村民素と皆温和勤勉にして風氣極めて善良なりしが、數年以前より漸く酒精の中毒村内に流布し、殊に開戦以來飲酒の弊著しく増進し、今や頗る寒心に堪へざるものあるに至れり。

該地方にて最も富裕なる一農家の夫人は、最近予(フィノー氏)に次の如き悲惨なる告白を爲せり。曰く、『妾は土地を耕す事を斷念したり。我家の雇人

等は戦前には一週僅に一回飲酒するを常とせしが、開戦後は少くとも一週三回飲酒するに至れり。政府にして飲料小賣店を閉鎖し若くは酒精の販賣を禁ぜずば、妾等は佛國に於て幸福に暮らすこと能はざるべし』と。

政府當局者は宜しく時々巴里郊外を巡検し、酒精中毒が糧食の生産を害し、延いて國防上に及ぼすの弊害を調査すべきなり。今や吾人は一物品を購ふ場合、その價格の約二倍を支拂ひつゝあり。是れ船舶入港するも人員不足にして荷卸の困難なるが爲なり。佛國に於てハーヅル港或はルーアン港に石炭を荷卸する場合に手不足を感ずるは、船渠人夫の大多數が半日以上を居酒屋に過すを以てなり。

佛國商工業の將來 吾人は酒精が我工業生産上に悪影響を及ぼし、其の結果如何に國防を危殆に瀕せしむるかを説明したり。而して佛國商工業の將來も亦大に憂ふべきものあり。我が大工業會社の取締役會々頭ポール・ルノー氏は、該問題に關し予(フィノー氏)に一書を寄せて曰く、『マルヌの會戦後同

業者は躊躇せしも、予は予の管理に屬する八個の商工業經營を再始したり。予が抵抗するを要せし最も恐ろしき障害は酒精中毒なりき。予の一工場にて動員せられたる四十名の労働者を補ふ爲に、予は八九箇所の避難民委員會竝に内務省職業係に依頼し、首尾よく二百十五名の避難民及無職者を備入ることを得たり。其の備入に際しては巴里より工場までの旅費を支給し、彼等の労働希望を確めたる後始めて之を乗車せしめたり。然るに予は未だ現在必要なる四十名の労働者を集むるに至らず。何となれば工場長は毎日餘儀なく一二人の酩酊者を解雇せざるべからざればなり」と。

又佛國織物業雇主組合聯合會頭エル・ベカルミケル氏及同副會頭エフロア氏は予に一書を寄せ、禁酒獎勵に關して陳べて曰く、「吾人は今や禁酒を厲行するに最も適切なる時期なるを思ひ、之に對する輿論を喚起せむ爲、最近機業地方の知事及軍隊の司令官に寄書し、セーヌ・アン・フーリエール縣知事及第三管區の司令官が、其の管下にある市民及軍人の禁酒を厲行せむが爲に、最近布令

織物業雇主組合と禁酒の獎勵

を公布したるの一例を舉示したり。吾人は同時に該地方に在る禁酒會竝に商業會議所に對しても寄書し、最近委員會の決議に基きて商務省及労働省に提出したる請願書の謄本を送付したり。我が聯合會は各種機業に従事する七十組合より成り、其の組合員たる労働者の數は八十萬人を算す。而して彼等の給料總額は年々五億に及ぶ」と。

今前述の佛國織物業雇主組合聯合會頭エル・ベカルミケル氏及同副會頭エフロア氏が、商務省及労働省に提出したる請願書の要點を示さむ。

吾人は我工業が國の内外に於ける獨塊兩國の商業的地位を奪はむとする公私の努力に協力せむとす。然れども茲に最も困難を感ずるは労働の危機なり。されば政府は刻下の急務として此の危機を打破すべき凡ての方法を講ぜざるべからず。一定の労働を以て最も生産力を増すは、實行し得べき普通の危機救済策にして、是れ實に外國製造者に對比し我が生産者をして著しく其の生産費を減ぜしむるに足るべき唯一の方法なるが如し。

織物業雇主組合と請願書の聯合會

我が同業者の多數は、此の問題に關し眞に實行し易き救済策は、最近露國の實行せるが如く全然飲酒を禁止するに在りと思惟せり。我將官は戰線にある數百萬の兵卒に酒精の飲用を禁止したるを以て、目下は全然飲酒を禁止するの絶好機會なり。されば彼等の中にて戰前酒癖を有せし者も戰後は幸にして矯正せらるべし。労働者にして禁酒せむか、彼等は一層高額の給料を獲得し得べく、其の家庭は病氣(肺結核等)の諸原因より免れ、喜悅と幸福とを得べし。工業的見地よりせば、職工の品性自ら改善せられ、其の生産力著しく増加すべきを以て、其の結果大に人員の不足を補ふことを得べし。而して軍律に服従すべき交戰地帯に在りては殆ど全く飲酒を禁止せるが故に、労働者の労働能力の著しき改善は既に事實に現はれたり。彼等が労働に注意し製造品の品質をも改良するに至らば、雇主は勿論職工も之が爲所得を増すことゝならむ。

前記聯合會の會頭及副會頭が労働者八十萬人を代表して爲せる言明は、何

人をも首肯せしむるに足るべき卓見と謂ふべし。彼等は若し禁酒厲行の根本的方法を講ぜざれば、佛國工業及労働者の幸福は全く破滅するに至るべしとまで極言し、現に政府が何人にも與ふる自家用酒類醸造の特典を速に廢止すべきことを切言し、且酒店に於ける販賣時間の短縮を要求せり。

聞く所に據れば、獨逸に於ては人口千人に付六十歳以上の者僅かに七十四名に過ぎざるに反し、佛國に於ては人口千人中六十歳以上の者百二十五名を算す。是れ佛國に於ける出産率減少の必然の結果として、長命者の多きことを示すものなるが、最近アンドレ・オノラ氏の統計に據れば、千八百九十九年より千九百十二年に至る十七年間に於て、佛國の出産数は千四百五十萬人に過ぎざるに反し、獨逸に在りては實に三千五百萬人の多きを算せり。

されば若し吾人にして労働者社會に於ける飲酒癖を矯正せざれば、獨逸は假令戰爭の爲莫大なる人員を失ふことあるも、尙戰後に於て我が佛國工業に對抗することを得べし。

最近予がアリエージュ縣の一工業家ルイ・クルルトツ氏より接手したる一書を左に示さむ。

予は酒精が國家に及ぼす危機に關する貴下の愛國的檄文に接したり。不幸にして佛國居酒屋は有力なる選舉人にして、選舉は居酒屋に於て行はる。されば代議士に對し彼等の選舉器具とも謂ふべき居酒屋を打破せむとを望むは困難なり。此時に當り貴下が佛國の名譽と光榮ある將來とを憂ふる善良なる國民に檄を發して禁酒を厲行せむとするは、最も適當なる處置と謂ふべし。

吾人は輿論を喚起し以て我が代議士をして社會を毒する飲酒者に對し容赦なく制裁を加へしむるを要す。

勞働省は千九百十五年二月五日の回達に依り、各縣知事に命じて國民勞働の維持發達に必要な諸問題の講究を目的とする雇主勞働者聯合委員會を創設せしめたり。

予が會長たる角製品販賣商人委員會は五月六日(千九百十五年)の會議に於て左の決議を爲せり。

一、居酒屋及酒類小賣商に關する規定に就き國家に於て若し何等の救済策を講ぜずむば、佛國に於ける勞働者階級は間もなく酒精中毒者に滿さるべく、國家工業は近き將來に於て破滅するに至らむ。されば酒類小賣商にして十八歳以下の年少者に酒類を販賣する者に對しては嚴重なる制裁を加ふべく、又勞働者に對しては勞働時間中小賣店に出入することを嚴禁するを要す。

違反せし場合には小賣店の閉鎖を命じ小賣商人に罰金を科すべし。

二、組合は酒精飲料の小賣を禁じ、其の愛用者に酩酊の慘害を教示せば、酒精中毒を根絶し得べし。

三、又兒童が初等教育に於て自重の念竝に市民の權利と義務に就て精確なる觀念を會得せざることは洵に痛歎に堪へざる所なり。

禁酒せず
衰退せむ
工業

前途憂ふ
べきは勞
働者問題

第三節 酒精中毒と佛國商工業の危機

六〇

國家工業を發達せしめむ爲には第一に勞働者を改善すること最も必要なり。

凡ての工業家は、吾人にして若し戰時に於て酒精中毒を撲滅し得ざらむか、戰後我が工業の振興は到底之を望むこと能はざるべしと宣言せり。我が最も強健なる男子中戰線に立つて名譽の戰死を遂げ或は負傷したる者、其の數幾許なるを知らず。且又佛國工業は數年來外國勞働者に依頼したる所多かりしが、將來に於ては伊太利人は其の占領地方に赴くべく、獨逸人は吾人之を好まず、波蘭人は戰爭の慘禍を蒙りたるが爲最早數多の勞働者を吾人に送る能はざるべく、白耳義人は戰後數年間、自國に在りて破壊せられたる家庭の再興に従事すべし。されば勞働者問題は前途最も憂ふべきものなり。

禁酒の厲行は刻下の急務。昔時十字軍の結果は懸隔甚しき社會階級を接近せしめ、農民市民騎士富者貧者の區別なく互に相了解し相愛するに至りたり。

國民一致
の結果
佛國新生

「獨逸人對文明人なる現下の大十字軍は、吾等國民の一層親密にして永續的なる一致協同を促すべし。」

開戰の當時我が社會に現はれたる高尚なる人心の緊張は、近き將來に於て一層強固となるべし。而して此の調和せる喜ぶべき一致の結果は所謂新佛國を生み、戰時に現はれたる英雄的行爲其の他幾多の美德に加ふるに、心身共に健全なる多くの國民を得るに至るべし。

或者は飲酒禁止は不可能にして、數百年來の惡習を根絶するには極めて長年月を要すべしと思惟せり。然れども經驗は事實の反對を證明す。社會に存在する諸種の弊害中、酒精中毒は最も除去し易し。現に那威に於ける酒精消費量は八十年前には一人に付約八立突なりしが、四十年前には三立突半に減じ、而して四十年後の今日に於ては一立突半に減少せるの事實あり。露西亞の實例は一層顯著なるものあり。

佛國に於ける酒精問題は最も複雑にして、人種の活力、物質上及道德上に影

佛國酒精
問題は重
大なり

第三節 酒精中毒と佛國商工業の危機

六二

響する所大なり。今や戦争は我が國民の良心を覺醒せしめ、佛國知識階級の人々は奮起し、將來勇壯にして有效なる活動を試みむことを期せり。而して先づ第一に努力すべきは、内部の敵とも謂ふべき居酒屋を撲滅し、各人に酒精の害毒を會得せしむること是れなり。

議會は誠
意を以て
酒精問題
を討議せ
よ

目下國民の一致は高調に達し、議會主義の反對者も其の命令に服従するに當り、議會は誠心誠意を以て酒精問題を討議すること最も必要なり。佛國政府は君主獨裁政治の露國が佛國に先ちて酒精問題に留意し、君主政治の英國が我國に模範を示せしことを忘るべからず。

國家にして國民生活に重大なる關係を有する危機を救ふこと能はざらむか、早晚致命傷を受くるに至るべし。

現時の施政を以てしては佛國を維持し強盛たらしむべき要素を培養し發達せしむる能はざること明なり。佛國の物質的繁榮に缺くべからざる基礎たる將來の道德生活を救済せむと欲せば、須らく先づ官僚政治閥族主義を打

酒精中毒
の媒介者
の絶滅を
圖れ

破し、又危険なる酒精中毒の媒介者たる遊戯室、俱樂部の絶滅を圖らざるべからず。而かも吾人は現時の如き政府の態度に對して到底満足する能はざるものなり。

酒精反對者は將來の政治改革者を進んで扶けむ意あるも、政府が酒精問題に脆くも失敗するは、吾人の最も遺憾とする所なり。

議會が酒精中毒の危険を打破し能はざる時は、自ら死刑の裁判に署名するが如し。佛蘭西共和國は曾て幾多の困難に抵抗せり。更に進んで「内部の敵」を打破せむこと最も必要なり。

(ジャン・ファイノー氏著「禁酒問題」中の一節)

第四章 戦争と露國の禁酒

第一節 露國禁酒の實況

一 露國最初の勝利

開戦一箇年後露國に赴き現在目撃したる状態を以て、之を其の以前十箇年間に觀察したる事情と比較する時は、何人と雖直に三個の最も著しき人心一變の實狀を認むることを得べし。即ち其の第一は、熱烈なる愛國心（露國に對する深厚優美の感情）の發露にして、こは他のあらゆる奉公心の先驅と爲り、又總ての活動に根本たるの試鍊たらむとするの傾向あり。第二は、人民の意志が急速に露國政治の決定的要素と爲りたること、及其の意志を表明すべき議會が、人民の愛好に依りて、成長持續するの場所と爲りたることを領知すべし。

開戦後
に露國
人心の
一變

而して第三、即ち最後に來るべきものは、火酒の禁止に伴ふ異常の結果是れなり。是れ決して輕々に看過すべからざるものに屬す。此の結果の中には、容易に豫想し得たるものあれども、又豫想し得ざりしものもあり、又暗示ありしも機會到來せざりし爲、其の結果の現はれざりしものも之あり。加ふるに禁止案に反對したる人々の意見は、極めて教訓的なると共に、時代に適せざる議論と雖、研究すれば興味の津々たるものなきにあらず。

露國に於ける禁酒令は、施行以來未だ僅に一箇年を経過したるに過ぎざれども、其の結果は、ニコラス二世をして優に歴史上の一偉人たらしめたり。世人はアレキサンダー二世が農奴を解放したるの故を以て、之に「解放者たる皇帝」の尊稱を奉りたり。然らばニコラス二世に奉るべき尊稱には、一層深甚なる意義を含蓄せしめざるべからず。何となれば、アレキサンダー二世は單に一階級を解放したるに過ぎざるも、ニコラス二世は全國民に自由を興へたればなり。一村落通信員が官廳の質問に對し、「四箇月間の成績に依り判斷すれ

禁酒斷行
はニコラ
ス二世の
偉績

ば、禁酒が我等露西亞人の生活と離るべからざるに至れる時、此の禁酒令の發布は唯ピーター大帝の改革にのみ比すべき、極めて重大の改革たることを證示するに至るべきことを確信す」と應へたるも、亦偶然にあらずと謂ふべし。

同時に吾人は、千九百十四年七月十八日の發令以前、既に露國內の各地を通じて斯る禁酒運動の之ありしことを記憶せざるべからず。政府が千九百十四年酒類の販賣を再營する前、總ての村落組合は居酒屋の禁止權を有したり。酒類專賣の再開後、政府は此の特權を争ひ、大藏大臣コヅチエフ氏は、第二議會に於て、實際如何なる者も之に反對するの權利なし」と言明したるにも拘らず、多數の農民團體の之に反抗したる結果、政府は讓歩して竟に居酒屋を閉鎖し、若くは團體中に開設すべき居酒屋を禁止する團體の權利を承認したり。

是等は人民側の中に禁酒運動の開始されたるの證據として引用せらるゝも、而かも皇帝は夙に禁酒國の出現を豫想し、且人民の後援に信頼する共鳴的の確信を有したり。

『露西亞に於ては、實際革命ありたり。諸君は人民の顔を見て之を知ることを得べし』とは、露國民が軍需大臣たらしめむと希望したる人（コゾグチエフを指す）の所言なり。こは一個の私見にあらずして、議會に於ける一黨派の首領も亦左の如く予に語れり。

『露國の村落生活に於ける百般の光景は、一變したり。近時老人は、絶えず半泥酔の青年より凌辱せらるゝ爲、村の集會に出席せざりしも、今や彼等は青年は我等を尊敬するを以て、我等は再び父となれり』と言明せるにあらずや。又婦人は、最早凌辱も受けず、毆打もせられずして、夫より賃銀を受領す。従來町に近接したる村落に於ては、夫が賃銀全部を飲酒に消費したり。故に妻は土曜日の午後村落の入口に出で、工場より歸來る其の夫を待構へ、以て賃銀の幾分を得んとし、相争ふを例としたり。然るに今や斯の如き光景は、殆ど後を絶つに至れり。加之兒童の父を訪問するや、小なる贈物を得嬉嬉として歸途に就くことも、亦確實となれり。之を要するに、村落に於ける

百般の生活状態は改造せられたり。モスコ州内に於ける一縣の警察署長は、嘗て予の友人に向ひ、予の任務は變更せらるべし。予は二箇月間無爲にして終れりと語りたることあり。而して人民は、幾分にも既に彼等の間に開始したる禁酒運動に對し、皇帝と協力することを喜ぶに拘らず、人情の弱點として、其の酒類販賣許否權を還付したることを悔ゆるもの亦少からず。即ち專賣所の傭人は、賣上の多きに應じて賃銀も亦増加す。是を以て禁酒案に反對する運動を起さむとして、極力村落組合員を勧誘したり。議員チエルインエツ氏は、乃ち政府に對して、傭人の此の如き煽動行爲を、禁すべき旨を要求するに至れり。斯く吾人の運動は、總て奇蹟の如くに其の功を奏したり。されど此の運動にも幾分の準備を要したり。此の如くにして露國は最早飲酒國にあらず。』

予(シムブソン氏)は本問題に就き、權威を以て語り得る位地に在る大多數の人々と討論したるに、一人として火酒の禁止に反對する者なく、而かも彼等の

多數は其の成績に徴し、單に實驗上の理由のみを以てして、何れも賛成せざるなし。

然らば其の成績の性質は如何。簡單に言へば、禁酒の結果は人生の全般に影響するが故に、之に依りて廣く社會の状態を變化せしむるの性質を有するものとして、之を評價せむことを要す。然れども此の評價を定むるの前に於て、保険代理業者、醫師、商人、竝に警察署長の言ふ所を聽かざるべからず。又火酒の禁止と其の成績との原因結果を一直線に描かむとするには、露國の國情を知る必要あり。而かも斯る國情は、露國人の遍く熟知する所たり。

大都會の一なる或市の市長は曰く、『此の禁止の結果、人民の品質は全く一變したり』と。而かも極めて容易に其の陳述を立證したり。彼の言ふ所に據れば、従來は五百の監房を有する市第一の監獄は、常に囚徒を以て溢れたりしに、千九百十五年七月七日即ち彼が此の言明を爲したるの日には、監房使用せられたるもの、僅に三十七あるのみ。又市内の完備したる若干の病院は、一萬

自殺者の減少

四千の病牀を有せるに拘らず、禁酒前には屢々不足を感じ、爲に臨時病牀を設くるもの二千の多きに達したること幾たびも之ありしに、禁酒以來常に平均一千の空牀を剩すに至れり。尙酒類を放逐したる爲、社會道德の觀念一般に向し、自殺率は著しく低下したり。自殺は通常夏期に於て平均一日二三件を算し、冬期に於て少しく減ずるを例としたるに、今や最近數週間に於て、未だ一件だも發生せず。加ふるに亂暴狼籍の如きは殆ど全く消失したり。次に労働者の賃銀は非常に昂騰したり。是れ全然火酒禁止の爲のみと謂ふ可らざるも、而かも餘りに豫想せざりし結果の一なり。戦争前ベトログラードに於て、不熟練労働者の賃銀は、一日八十哥（一哥は約一錢）なりしに、今や一留六十五哥（一留は約一圓）に騰貴したり。以前に約三留を得たる熟練なる職工が、現時は八留半を取得す。或州首府の市長が語る所に據れば、戦争前三十哥の日給にて、總ての手間仕事を爲さしむる百姓を雇ふことを得たるに、今日は一留半を拂はざるべからず。之に就ては種々原因あらむも其の主因は、火酒禁止の

労働者賃銀の昂騰

農民の貯金増加

結果労働者の階級が總て以前より餘裕を生ずるに至りたる單純の事實たるに外ならず。農民は皆多少の貯金を有するを以て、從來の如く烈しく働くの必要なし。而して彼等天性の怠惰は、其の威を逞しうせむとする傾向あるが故に、彼等を勞作せしむるには、一層大なる誘因を要す。露國の農民は、自己の勞作を愛する點に於て、佛國の農民と異れり。露國人は概して長き勞作を好まず。彼等は從來其の得たる少額の賃銀を直に火酒に消費したる結果、更に賃銀を得むが爲如何なる條件の下にも勞働したり。

多數の労働者を使役する雇主の證言は、一樣に禁酒の好結果を賞讃せざるはなし。四千人の職工を使用するベトログラードの一工場主は、職工の功程が、確に一割乃至一割五分増進したる旨を言明せり。尙其の工場に於ては、就業時間を延長する場合を認許せられ居るにも拘らず、職工は時間を延長せざりしに、而かも同一時間に爲したる彼等の勞作は比較的優秀なりき。又工場主は、職工の服装の著しく改善せられ、自重心の大に増加せることを認めた

職工の功程増進

職工の自重心増加

第一節 露國禁酒の實況

七二

り。更に他の大工場主も、其の使用する労働者勞作の性質が、大に改善したることを證明したり。彼の言に依れば、職工は毎日規律正しく出勤し、且熱心に働けり。從來新らしき機械の組立は、午後遅く職工長より職工に向て説明せられたるに、其の職工は家に歸る途中飲酒し、恐らく二日間も外泊するを例とせり。故に工場に歸り來るも、機械に關する説明の或部分を忘却し、而かも質疑すること怖れたる結果、不完全なる勞作を爲したること屢ありき。然るに今や斯る失態は全く消失したり。而して工場主は、此の理由以外に、事故及無能の件數に關し、著明なる差異を認めざりしと云ふ。又就業時間は平素一日十時間なるも、軍需品の製造に限り職工の欲する儘に、僅に長く就業することを許可したりしに、其の結果多少疲勞に依る事故の發生する傾向を認めたり。又工場主は火酒禁止以來、雇主と労働者との關係が、明かに改善せられたる旨を陳述せり。

刻下若し田舎を旅行せば、吾人は同一の成績を認むることを得べし。一議

員は曰く、『モスコーを距る百ウエルスト(約二十八里)に位したる、予の知れる一小都會に於ては、一人の遊民を發見する能はず。人民は嘗て夜間の盜難を心配して外扉を閉ぢたりしに、現今斯る事を爲すもの殆どあることなし。彼等は戦争、内國政治、及將來の理想に關する問題に對し、著しく活潑にして、伶俐なる趣味を有するに至れり』と。試に諸君の欲する立場より人民の生活を觀察せよ。彼等の増進したる幸福は、諸君に向て多少の説明を爲すべし。這般の變化は、直接に又一概に禁酒の爲のみにあらざらむも、新らしき空氣に包まれたる人民の生活は、新らしき姿を呈するに至れり。官廳の一通信員は之を説明して曰く、『予は單純に是等の好結果を叙述すること能はず。何となれば官設酒店の閉鎖に依り、人民は恰も生れ變りたるが如く、又千八百六十一年の際に於ける如く、奴隸を免除せられたるの感を懷抱すればなり』と。

既に引用したるキシエシマの如き一管區の町を見よ。戦争前、二十三の地方ゼムスキー銀行一箇月の平均預金は、十七萬留(一留は約壹圓なり)しに、千

九百十五年七月には、三十萬留増加したり。同縣に於ける帝國貯蓄銀行は、千九百十四年八月一日、七百十六萬五千留を有したりしに、千九百十五年七月一日には、七百九十四萬一千留に増加せり。又農具其の他の器械を賣る大商店の取引高は、千九百十三年に於ては二十三萬留なりしに、千九百十四年には三十九萬留の金額を示せり。斯の如き異常なる對照は、從來餘り富まざりし村落、及兎も角も最近までは餘り貧窮ならざりし州に於て、特に顯著なり。又町に於ては、火酒禁止より來る經濟上の利便も、物價騰貴の爲大に減殺せられたり。此の物價騰貴の一因は、貨物運搬の缺陷に在り。最後に歩を他の街路に轉じ、一警察の留置場を見るに、唯一名の拘留者あるを見たるのみ。同警察署千九百十四年の記録に依れば、同年中の五箇月間は、禁酒の行はれたるに拘らず、尙二百二十名の男子と三十五名の婦人と拘留せられたるありしも、千九百十五年の七箇月間には、唯六十三名の男子と五名の婦人との拘留せらるゝを見たるのみ。

拘留者の減少

火災の減少

更に吾人をして觀察の範圍を擴大し、種々の方面を調査せしめよ。而かも亦同一の結果を見るに止まる。州會(ゼムストツオ)の保險統計に據れば、露國四十三州に於ける開戦後、三箇月間に於ける火災は、七千四百三十六件、其の損害高百七十八萬八千五百五十八留なりしに、千九百十三年同期間の火災は一萬三千二百十六件、其の損害高三百八十五萬九百六留の巨額に上れり。又エカテリースラヅ州に於ける火災は、千九百十三年に於て三百十件、損害高二萬八千八百九十三留なりしも、千九百十四年は百四十七件、損害高一萬三千二百八十七留に減じたり。若し夫れタムボフ州に於ける火災減少の程度に至りては、一層著しきものあり。即ち同州九月の火災は、千九百十四年前十箇年間平均數百四十八件なりしに、同年九月は六十五件といふの少數を示し、又八月の火災は千九百九年より千九百十三年に至る五箇年間の平均數九百六十件なりしに、千九百十四年八月は六百三十件に減じたり。尙開戦後三箇月間に於ける露西亞各州の火災は、件數に於て四割七分を減じ、損害に於て五割六分を

鐵道事故
の減少

減少したり。

鐵道事故に關しても、亦火災と同じく減少の形跡を印す。モスコ―管區に於ける鐵道事故は一箇年八百五件を示し、其中飲酒に原因するもの四・三四パーセントなりしに、火酒禁止後此の醉狂に基く割合は、〇・九五パーセントに低下したり。

犯罪者の
減少

犯罪に就てもリユニオン(工業保險會社)は、六二パーセント減じたる旨、既に之を略説せり。實際全露國に於ける犯罪は、開戦三箇月に二五パーセントを減じ、或地方に於ては、一層多くの減少を示せり。モスコ―州の或縣に於ては、開戦後四箇月間に於て、懲戒二九パーセント、騷擾若くは其の以上の重罪五一パーセント乃至七六パーセントを減じ、又タムボフ州は、開戦後九箇月間に犯罪件数を四千より二千四百に低減し、即ち三六パーセントを減少したり。モスコ―附近の一郡内に於ける工場の懲戒件数も亦六〇パーセント乃至八〇パーセントを減じ、缺勤は六〇パーセントを減じたり。議會に於ける極右黨

禁酒の効
果に關す
る一議員
の説

の一議員は、故郷に於ける禁酒の結果を略説したるものを印刷したり。其の中に左の如き一節あり。

『火災と犯罪とは激減したり。家族は、平安と和合とを楽しみ、最早亂醉者の凌辱を受けず。公會は靜穩にして理性を有し、賄賂は今や殆ど行はれず。労働者は一層多く生産的となり、火酒の爲消費したる巨額の金錢(二大村落に就き一萬留乃至一萬五千留)は、目下人民の繁榮を増進するの用に供せられ、貧窮者と浮浪者とは絶對に消滅したり。』

尙各州共通の成績として之を農民銀行に徴するに、金錢は充實し負債は償却せられ、従來賦拂金にて購入したる農具は現金にて買はれ、且未拂金は皆濟せられたり。此の如くにして農民は、既に自ら蓄音器、時計、新衣服を整備し、今や一層生産的に其の所持金を利用するが爲、土地及有價證券をすら買入れ、中には小事業を開始したる者さへ之あり。嘗て一箇月一億留の大金は、火酒を飲むために濫費せられたり。然るに今日此の金額は、農民の生活上に節約

農民生活
上程度の向

せられたり。而して各方面より農民は、永久の禁酒を要望す。予の議會に於て聽取したる最近の演説は、農民の代表者が火酒の永久的禁止に關する法律を制定することを主張したる演説なりき。

農民の安樂なる生活は、漸次食物の供給に影響し來れり。農夫が從來休日の外、食はざりし漿果、鶏卵及肉類の如き食品は、目下農夫も其の兒童も共に之を食ひ、且又絶えず騰貴する價格を支拂ふの餘裕を生じたる爲、一般に高價となれり。

最後に**酔狂者の死亡**率は、火酒禁止後却て増加したり。此の謎は、好酒家がメチール其の他生命を奪はるゝ代用品に其の注意を轉じたることを知るあらば、直に解釋し得らるべし。

露國人は、悉く禁酒を好むものなりとは、未だ斷言する能はざる所なるも、證據の有る限り、國民の大多數は禁酒の成績に感動し、且兎も角も多數は、火酒の永久禁止を以て單に可能とするのみならず、望まじきことなりとして考へ居

酔狂者の死亡率の増加

多數國民の禁酒に對する意

國民と軍隊とは一體

るものなりと謂ふことを得べし。露國に於ける最近數箇月間の苦痛は、忍耐力を喚起したり。其の道德的根源の大部分は、程度こそ異なれ、必然各個人に出現したる良心の促かして以て可能ならしめたる所に係る。『若し此の一刀兩斷の手段なかりせば、吾人の戦争は既に革命に變じたるならむ。而して出征の軍隊も、今は既に歴史的となれる、愕くべき献身的精神を保持しつゝ、大退却をなす能はざりしは、言はずして明らかなり。』是れ露國に於て有名なる一外交家の言なり。而して多數の露國人は、此の意見に一致すべし。抑、露國に於ける國民と軍隊とは、共同の献身的火中に於て、共に鎔かされたる一體となるものにして、英國に於ける事情と固より比較すべくもあらず。現代吾人多數國民の、自己を欺く行爲の一は、事件に對し自由行動を待つといふことなれなり。實際吾人は斯る行爲を有せず。人生の歴史には、徐に昇り行く時代を通じて、明かに周圍の勢力の去來する時期あり。此の間に生存したる形態は、四圍の變化に自己を適應せしむる爲、必要なる生活の注意力及柔順性を有

することを證明したるものなり。今日吾人は斯る危機に於て自覺す、而して吾人が一層有効なる適應物を生ずべき、此の變化を利用する諒解力と勇氣とを有したる時、始めて列國の先頭に立つの地位を望むことを得べし。露西亞は、今正に之を豫想し實行し確信せり。

二 地方に於ける禁酒の實況

前節に叙述したる一般に汎れる觀察の上、更に統一秩序ある研究法に基ける意見を附加するの時は來れり。權威ある露國の有力者は、近來個人並社會の兩方面より、此の重大なる經驗を熱心に考究し始めたり。而かも斯る研究の以前に行はれざりしは、第一、確定したる結果を見るまでには十分の時間を要するが爲、第二、批判的に且廣汎なる範圍に亘りて研究を爲し得べき責任ある團體を設立せむが爲なりしなり。

コストロマ州々會の活動は、國內に於ける是等諸制度中、比較的富裕にして、

組織亦完全なるもの、實施したる事業の例證として、既に之を略述したり。該州會の統計部は、任務多端の中にも、州内各地に散在する六百の通信員に對し、戰爭の田園生活に及ぼしたる種々の狀況に就て、一の諮問案を發したり。該諮問案には、火酒禁止の成績をも含みたり。之に對する回答は、『戰爭とコストロマ州の田園生活』と題する小冊子の中に、其の要領を拔萃せらる。其の内容を見るに、極めて興味ある一の人事記録なり。

火酒禁止の結果に關する部分には、最初に此の禁止が、禁酒運動の努力と共に設けられし政府案、其の他の方案より成りし連鎖に於ける、最後の一環なる旨を説明せられたり。飲酒の弊害に就ては、一般に早晩此の全問題を解決せざるべからずと領得したる程にして、戰爭は單に其の解決の時期を定めたるに過ぎず。戰爭が人民側の犠牲を要求するや、社會及政府は等しくあらゆる手段を以て、人民の體力及精力を保持すべきこと、竝に政府も亦其の酒類販賣より生ずる利益を放棄して協同せざるべからざることを認めたり。各地よ

り來れる數字は、人民が之を自覺し居ることを示せり。而して禁酒の成績は、千九百十四年十一月より千九百十五年一月に至る官廳の統計に依れるものとす。此の統計は、各地通信員の四五箇月間に於ける視察に基き、調製せられたるものなり。

通信員に提供せられたる第一の諮問は、火酒の販賣禁止が、田園生活の經濟上如何なる結果を齎らしたるかといふに在り。六百名の通信員中、回答したる者は五百一名を算す。其の内譯は、『最良』といふもの二百六十七名、即ち五三・三パーセント、『良』と答へしもの二百三名、即ち四〇・五パーセントにして、『無結果』と答へしもの二十九名、及『回答困難』とせるもの二名、即ち六・二パーセントを示し、九十九名は、回答せざるものに係る。編纂者は之に就きて註釋して曰く、『一方二十九名の通信員は、何等の結果なきことを確認したると共に、他方結果を是認したる通信員も、亦五六箇月の短日月にては、到底社會の變化に伴ふ全體の良結果を計算すること能はざる旨を指示せり。』

更に是等の回答は、何れも總て要點に觸れたりといふべからず。或通信員は、火酒の禁止と共に、農産物不作の結果に關する一般の質問なりと考へ、他の通信員は、個人に起りたる特殊の結果を回答したり。社會の實狀一變したるを是認したるの回答中、數個を拔萃すれば左の如し。

『酒類販賣禁止の爲、諸君は戰爭の惡しき影響を見る能はず』

『此の禁酒運動に依り、吾人は穀物の不作に伴ふ惡結果を認めず』

『酒の販賣禁止は、吾人の生活經濟上、甚だ善し。吾人は、恰も夢より覺めたるが如し』

『戰爭其の物は、酒の如く農村の生活を破壊する能はず』

『一小河が堰に依りて其の水を保有するが如く、酒類の販賣停止せられし爲、金錢は其の所有者の手に残れり』

農民生活の經濟上、禁酒の感化を認めざりし一通信員は曰く、『僅々四五箇月の間に、感化の普及を見んと欲するは誤まれり。一箇年を経過せば善良の

成績に接することを得べし」と。或地方の通信員は、改善の跡を見ざることを述べ、此の理由は唯婦人のみ残留して勞作するに外ならずと附言したり。而して結果を認めずと報告したる二十九名の通信員すら、一般に禁酒の個人に効驗あることを言明せり。

更に一層具體せる答案を得んが爲、數項の諮問を試みたり。第二の諮問たる從來暴飲の爲に其の家庭を零落せしめたる農民に對し何等か改善せられたるものあるかとの質問に對し、五百三十二通の答申あり。其中六十八通は、改善の跡なしといふの回答にして、四通は、言明すること能はずと回答し、差引改善の跡を認めたるの通信員は、四百六十名、即ち八五パーセントを算せり。第一の質問に於ける場合よりも、其の割合少なし。然れども回答は、十分具體的にして、多數の通信員は、冬期勞働の終ると共に、都會より田舎へ歸省する者の非常に増加したることを記述したり。從來是等の人々の多くは、飲酒する爲、都會に滞在し、決して歸宅せざりし者なり。工場地方通信員の答申中より、

二三の拔萃したるものを掲ぐれば左の如し。

『多年一片の消息なき儘、他郷に在りたる多數の人々は、ベトグラードより歸來したり。彼等は、金錢を携帯し、且尊敬すべき資格を備へて歸來せり』

『我等は一硝子工の歸宅したるに會へり。彼は從來飲酒する爲一物をも有せざりしに、今や諸君は斯る人物を認むること能はず、彼は全く尊敬すべき家主と爲れり』

『總ての大酒家は、今や勞働しつゝあり。彼等は新宅を建築し、家畜を購入せり』

『従來自由に飲酒したる人々は、孰れも目下其の職業の爲に忙殺せらる。禁酒の爲全く面目を一新したる農民は、各村到る處に之あり』

一農夫は、『善哉々々、歡喜四方に溢る。濟度し難き常習大酒家も、今や立派なる服装を着け、其の家屋を修繕したり』と通信し、キシエシマ縣よりも、亦一週唯一日働きたる醉漢も、今や最良の職工と爲り、立派なる風采を爲すに至れり』

り』との通信ありたり。更に他の通信を二三掲ぐれば左の如し。

『諸君は、従來の如く、何處にも大酒家を見る能はず。今や彼等は總て地方の工場に於て働けり』

『現時稀に盜難を耳にするのみ。各地共に専門の盜賊は、殆ど消失したり』

『禁酒の人民生活に及ぼしたる感化は、諸君が前に如何なる大變化を齎らすかを想像する能はざりし程偉大なり』

『以前は大酒の爲到底濟度し難しと思はれたる多數の人々は、今や相當に生活しつゝあり。若し今年にして善き年ならば、禁酒に依り驚くべきの結果を生ぜしならむ』

『諸君は、禁酒の好結果を隱蔽する能はず。人民は自から其の效果を知る。然れども彼等は、自から禁酒すること能はざりしならむ』

又効果を認めざりしといふ回答と雖、大抵『全く荒廢したる借地は、四箇月内に整理すること能はず。故に成績を見ること困難なり』といふが如き好意あ

生産力の
増加

る説明を爲せり。

第三の諮問は、火酒販賣禁止の結果、労働の生産力を増加したるや否やといふにあり。之に對して大多數の通信員は、農夫が今や勞作し始め、又一層眞面目に働かむとする旨回答せり。勞作の功程は増進し、農民の勞作は到る處良好なり。又賃銀も禁酒の爲、昂騰したり。然れども此の點を明瞭に知らむとするには、工場地方こそ絶好の場所なれ。

或者は曰く、『禁酒の感化は左程に大ならず』と。而かも他の者は立證して曰く、『宴樂を好む農民は、彼等の新生活に信賴せず。彼等の一生中の重要事件は、毎日の生活と休日となることは誰人も知る所なり。諸君は到る處に酒を見たるならむ。火酒の勢力は、諸君の如何ともする能はざる程に偉大なり』と。然れども一介の門外漢の意見よりも、人民自身の意見の方が遙に優れり。人民は曰く、『今や人民の生活及良心より全然火酒は消失したり』と。又曰く、『人民は今や喜憂共に飲酒せず』と。

更に第四の諮問たる他の問題は、社會生活と禁酒との關係に對する通信員の感情を巧妙に表明せしむる「祝賀結婚等の場合火酒なくして農民は能く式を擧げ得るか」といふの諮問にして、五百三十九の回答中、五百二は禁酒主義の集會を賛成し、「佳良」「全然佳良」「靜肅」「合理的」「禁酒に依り一層良し」等の讚辭を以てしたり。而して三十七の回答のみ、農民が火酒に別れるを惜むの情を表明したり。其の文言は次の如し。「如何にすべきか、我等は酒を用ゐずして、式を擧げざるべからず」「祭禮結婚の際酒なければ、我等は不作法を感ずべし」「農民は、戲談的に、我等は魯鈍なり、酒のなきを嘆ず」といふも結局彼等は、禁酒を喜べり」と。此の如く三十七の回答中には、農民の酒に戀々たるの情を述べたるものあれども、一方には、今や火酒の全く忘却せられたることを報告し、「彼等は十分禁酒の習慣を作れり」「彼等は恰も酒あることを知らざるが如し」の語を以てしたるものあり。而して是れ戰爭の感化が、農民の祝祭にまでも及びたることを證するに外ならず。

第五の諮問たる「通信員は何等か火酒の代用品を用ふるものを目撃したるか」の諮問に對し、甚だ興味ある報告は來れり。禁酒に反對したる通信員は、此の代用品使用の問題を完成することを、特に愉快に感じたるものゝ如し。回答者中、四百五十六名は、何等代用品の使用を見ざる旨を述べ、七十九名は代品の存在を認めたるも、六十五名は遂に回答する所なかりき。

斯る火酒の代用品は工場に散在する本州南部に於て、多く使用せらるゝものゝ如く、代用品の一は、クヅワスの如き自家製の麥酒なり。通信員は、從來此の麥酒を使用せる地方に於て弊害を認めざるも、始めて斯る酒類を輸入する地方の弊害を認めたり。十八名の報告に曰く、「農民は、非常の勢力にて麥酒を製造中なり」と。六名の報告に曰く、「彼等は極めて強烈の麥酒を造れり」と。他の報告に曰く、「彼等は一層多く麥酒を飲用す」と。尙農民が、麥酒を飲み始めたる報告五件あり。故に或者は之を取締らむと欲し、地方官憲にして既に麥酒の飲用を禁止したる箇所も亦之あり。

六十四の報告中、眞正の代用品としては、ラク、ポリツラ(著色及無色の酒)、キン
ダーバルサム、メチール酒、ユーデコロ、ドレヴェスニー酒樹木より攝取す
等を挙げたり。通信員は、『斯る酒を飲む者は、唯耽溺せる酒豪に限る』、『全村
に於て、唯一二名のみ斯る酒を飲む』、『彼等は時にラクを用ふるも、斯る飲料
を用ふる者は、主として以前より之を使用したる指物師なり』、『或農夫は赤葡
萄酒を使用し、胡椒にて酒味を強烈ならしめむと試みつゝあり』と述べ、尙農民
は最初火酒の代用品を求めたるも、今や之を廢止せむとするの傾向を生じ、斯
る恐しき材料を使用する、我身を愚昧者なりと自覺するに至れり。『新兵補充
の間、代用品を使用したる彼等の多數は、彼等が一の代用品を發見することを
誇る程、飲用せざりき』と言明せられたり。

コストロマ州に於ては、禁酒後若干月間、即ち火酒の缺乏が最も痛烈に感ぜ
らるゝ時に於てすら、總ての代用品の多く用ゐられざりしこと明かなり。斯
る代用品の禁止は、人民自から其の害を認識したるを以て、十分の効果を奏し

たること、報告書に瞭然たり。斯くして禁酒に反對し、且代用酒の効果を誇張
して、『人民に葡萄酒と麥酒とを興ふること宜しけれ。彼等は代用品を希望
するものなり』といふ人々に對しては、飽くまでも吾人の奮闘を希望するもの
あり。

諮問中には、麥酒及葡萄酒に關する問題はあらざりしも、或通信員は、是等飲
料の禁止も亦極めて必要なりとの、彼等の意見を述べ、『是等の飲料は、高價な
る故に農民の金錢を濫費する恐あり。又彼等の酒量は増加すべし』、『總ての
葡萄酒を禁じたる結果は、當地に最も優良なる成績を示せり。人民は悉く如
何なる酒類と雖將來再び之を手にせざることを欲す』と報告したり。中には、
『是れ我等の生活費を増加せざらしむる爲なり』といひて特殊の理由を附記し
たる者すらあり。動員中は禁酒の結果靜肅にして亂暴する者なし。換言
すれば、『無騷擾、無喧嘩』にして、其の後捕虜に對しても親切丁寧を極め、殆ど騷
擾等なかりき。然れども此の動員期間に關する報告は、比較的になく、或通

信員は、若し農民が火酒を飲用せしならば、動員は都合善く行はれざりしならむと報告せり。

第六の諮問とすべき他の質問に對する回答は、集會に於て證明せらるゝが如き禁酒の感化が、村落の公共生活に及ぼせることを説明せり。即ち回答中には、『合理的』、『以前に優れる靜肅』、『斯る集會の出席者は、以前よりも多く、且熱心に彼等の問題を討論す』、『會議は、利害關係を有する黨派が、火酒を贈賄せざる爲、一層嚴肅に行はれたり』、『今や彼等は自己の利害を解す。以前ならば、火酒の爲に、總ての物を賣りしならむ』、『集會の附議は迅速に決定す。何となれば以前火酒に泥酔し、且無意味に叫號したる議員も、亦靜肅を守ればなり』、『決議は靜穩公平の裡に行はれ、且喧騒して火酒寄贈者の利を圖らむとする徒の壓迫を免れたり。會議に於ては、豈に之に優るの善事あらむや』、『以前は火酒を提供すれば、集會より如何なる者にも取ることを得たり。彼等は火酒の爲其の所有物を賣却したり』等の文字あり。

第七、火酒の爲に組合の資金を浪費したることに關し、一通信員は曰く、『總ての集會は今や全く合理的と爲れり。彼等は爭論せずして、其の任務を執行す。以前老人は、青年の爲其の發言を妨げられたるを以て、集會に出席せざりき。蓋し青年は、老人を甚しく老朽視したるなり』、『總ての集會は、從來火酒の力を藉りて決議を行へり。余は、此の集會の爲に、一箇年二百留以上の金額を、火酒に消費したる一村あることを知る。然れども今や組合の信用にて金を得たる時は、一層有用なる目的に使用する爲、之を貯蓄せり』、『以前彼等は屢々常備の材木、穀物を賣りて飲酒したり。組合の總ての事業は、火酒、即ち牛丁等の結束に依りて決せられたり。尙以前組合の剩餘金は、悉く火酒に投ぜられたり』と。又一農夫は證明すらく、『往時の集會に於ける大酒家は、蜂巢に近づくの蜂の如し。今や彼等は總て謹直且理性的の人と爲れり。濟度し難き大酒家すら、禁酒せり』と。此の如く村落の風氣は廓清せられ、社會、個人、宗族各方面の生活は、共に一層健全と爲れり。『休日若くは大集會日に於ける村落の道路

第一節 露國禁酒の實況

九四

は、潮の如く酒客横行して各小戸に潜入し、卑猥漢の吐き出す酒氣と俗歌とを以て、空氣は陰鬱と爲りたるを常としたるに、今や乃ち一變して清淨の路と化せり』

更に第八の諮問たる、**社・會・道・徳・に・及・ぼ・し・た・る・禁・酒・の・感・化・如・何・と・の・諮・問・に・對・しては、一層詳細なる報告を齎せり。**回答は概して頗る明晰なりき。『諸君は卑陋の言語を聞く能はず。斯る言語は絶滅したり』とは、百三十六通信員の意見にして、『何等の感化なし。青年は從來の如く狂暴にして、同一の習慣を保持す。彼等は卑しき言語を使用するの習、既に性と爲れり』とは、二通信員の反對したる所見なり。編纂者は、後説の事實なることを承認し、『彼等は無意識に卑しき言語を使用しつゝあり。然れども良心の指導に依り、禁酒後其の純潔なる生活を持続することを望む』と叙述したり。

近年村落に於て、亂暴問題(不合理の無作法及惡戯)に就て、討論せらるゝこと多し。『暴漢は全然迹を絶てり』とは、三十七通信員の言にして、百二十一通信員

も亦不合理なる惡戯の悉く消失したることを言明せり。一僧侶は曰く、『暴漢は存在せず。婦人は感謝し、兒童は喜ぶ。彼等は總て此の禁酒の効果を神に謝す。教會の牧師たる余も亦頗る愉快なり。而して總ての酒類の永久禁止を望む者なり』、『警察署の留置場は空虚なり。大酒家は存在せず』、『總ての人は禁酒の効果を歓迎す。亂暴なる青年も、全く平靜の人と爲り、其の面目を改むるに至りたり。是れ火酒が、彼等を狂暴ならしめたるの證據なり。往時は小兒(大酒家の子)すら、盃を手にしたるに、今や斯る惡例を認めず』と、多くの地方より同一の意見は來れり。『一言にて盡せば、生活情態は全然一變したり』と。然れども亂暴の原因を、一層深刻に究むるの必要ありといふの通信員あり。斯る通信員は、其の原因が單に火酒のみにあらずして、教育及勞働能力の缺乏も、亦與つて力ありと報告したり。彼は曰く、『大酒家は、今其の面目を改善せり。然れども青年は、無爲といふ唯一の理由を以て、時々其の亂暴を續行す。若し彼等にして絶えず眞面目とならば、善良なる目的の爲に、彼等の閑散

を利用する所あるに至るべし」と。
 第九の諮問たる禁酒の犯罪に及ぼせる影響の諮問に對し、七十三通信員は、犯罪の全滅し若しくは減少したる旨を答へ、十五通信員は、竊盜の減じたることを報じ、三通信員は、殺害事件の減じたる旨を回答せり。法律違犯は到る處に減じたるも、通信員中には、是を以て、禁酒の結果なりと信ぜざるものあり。而かも彼等通信員の論旨と、及一般に收め得たる知識とは、何れも常に健全なりといふべからず。斯かる犯罪の原因を以て、大酒よりも、無學の方多しと信ずる一通信員は曰く、「禁酒後、休日に於ける醉狂は減少し、人民は一層宗教を信じ、喧騒も卑猥の言語も少なくなれり。嘗て存在したる法律違犯は、單に醉狂のみにあらずして、無學と道德の腐敗とに因れり」と。彼は尙報告を續けて曰く、「使徒の語にも、酒其の物は悪しからず。醉狂が惡しきなり」といふの語あり。正當の時に於ける火酒は、藥料として労働者を助くることあり。又場合に依り、火酒は人民の社交を助長することあり。然れども大量を用ふべか

らざること勿論なり。兒童の爲に、禁酒は好結果を奏せり。然れども罪惡の根源は火酒の密賣に在り。然るに今や斯る密賣は停止せられたり」と。
 是認側の文書は、一層強き印象を止めたり。一農夫は、其の赤心を吐露して曰く、「人生の暗黒面に於ける多數の産物ともいふべきもの、即ち竊盜、殺害、喧嘩、不道德、貧窮、暴利等は、火酒と共に雲散し、一切の害毒は霧消したり。嗚呼神よ、我等の政府をして、永久に禁酒の必要を悟らしめよ。何となれば、露西亞は此の有害なる毒素の爲、將に滅亡せむとすればなり」と。他の農夫も亦記して曰く、「禁酒と共に、我等は争鬪、殺害及卑猥の言語に遭遇せず。總ての人は、今や自己の安全を感ず。蓋し眞面目の人は、如何に粗暴なるも、罪を犯さざればなり」『犯罪もなければ、違法もなし。諸君は、火酒のあらゆる限り、犯罪違法を豫想すること能はず』『人民の道德は、一百年進歩したり。亂暴なし、犯罪なし』と。或人は之に對し、露西亞特有の冬景色を展開して、『凍者なし』の一語を加へたり。又或僧侶は曰く、『人の道德標準は、今や向上したり。婦人は飲酒せず。

男子は、以前よりも禮儀を重んじ、他人を助け且親切なり。惡しき言語は消滅し、亂暴と違法とは消え失せたり」と。他の僧侶は曰く、「彼等は總て生れ代りたるの感あり。彼等は、道理を重んじ、温厚にして、從來よりも業務を執るに適す。而して此の結果、犯罪は消失したり」と。總ての犯罪等は九〇パーセント減少せり。村落の光景は全く變化したり」と。此の如き報告は極めて多し。

禁酒の結果、火災の件数は減少し、訴訟の數も亦著しく減じたり。七通信員は曰く、「警官は、取扱ふべき事件を有せず」と。更に簡單なる一報告に曰く、「此の地方裁判所には、禁酒前毎月三十乃至四十の事件ありしに、今や一件もなし。報告者たる余は判事なり」と。地方裁判所は唯從來開廷したる日數の半を開廷するのみ」と。一裁判所の書記は曰く、「往時我等は、毎年百三十、即ち一箇月平均十一の犯罪事件を取扱ひたるに、今や七月より現時まで(四五箇月間に)、唯七件を取扱ひたるに過ぎず。而かも一として重罪事件なし」と。

第十以上の外、簡潔に禁酒が國民の行爲及道德に甚だ善良の感化を與へた

火災及訴訟
件數の
減少

國民の行
爲及道德
に及ぼせ
る効果

婦人は自
由の光明
を認む

ることを回答したるもの、百十八通あり。而して其の意見の二三を示せば、「極めて大なり」「頗る良し」「是れ以上を豫期し難し」といふの類なり。是れ一般の輿論にして、實際禁酒の良成績は、特に農民の家族に於て顯はれ、「農民の家族は權利を有せず。隨て火酒の存在したる時、彼等は精神上貧しきことを免れず。就中婦人は最も煩悶したり。家庭に於ては、大酒家が己れの欲する儘に振舞ふを以て、家族は街路に於ては、警察制度の許可せざる待遇を、家内に於て受くるに至れり。然れども今や禁酒と共に、農民の所謂豫期せざる喜悅は來れり」と。而して何人よりも、第一に婦人が其の身の自由を感ずるに至らむと説明せられたり。「詩人ネクラツツが、農村婦人の生活は苦勞多し。之よりも苦勞多き生活を見ること能はずといひたるも、從來打擲拷問、損傷に苦められたる是等の婦人及小兒は、今や希望と回復との光明を認むることを得べし」と。斯る生活を比較する爲、通信員の報告は、最も多く新事情を説明せり。曰く、「何人も刻下婦人の有するが如き快樂を、嘗て有したるものなし」「凡ての

婦人は、喜悅に満ちて、「婦人は愉快に生活す」「神は彼等の祈禱を聞き玉へり」「婦人は神に感謝す」と。抑、婦人は、斯の如く何の爲に感謝し、又何の爲に祈禱を捧ぐるか。「婦人は彼等が奴隸たらずして、人間と爲されたる善良の行爲を深く感謝するなり」「以前婦人は奴隸の如く待遇せられたるに、今や人間として待遇せらる」「一言にして言へば、田舎は特に新生命に入らむとす」「汝は以前大酒したる農夫の妻に向ひ、今年は最も祝福ある年なりといふも、決して誇張の言にあらず」と。多數の通信員は、兒童の生活も亦變化したるを報告せり。曰く、「現今母は全く安樂なり。兒童は快活にして柔順なり」「兒童は今や兩親の爭論を見ず。又卑陋なる言語を耳にせず」「兒童の學校出席さへ、以前に比して優良と爲れり」「兒童は善き物を食ひ、且其のポケットに菓子をも有す」「兒童に及ぼしたる感化は、偉大なり。何となれば、酒に耽溺せる親は、健康の爲と稱して、兒童に飲酒せしめられたればなり。今や兒童の情態は、改善せられたり」「兒童は目下惡例を有せず」「兒童は、現今市場より歸宅する兩親より、土産を受

兒童の境
遇一變す

領す」と。兒童に對しては一層大なる注意を拂はれたり。

第十一として、婦人小兒間の酩酊に關する諮問に對しても、亦明白なる答申少からず。或通信員は、斯る事件の屢之あることを報告せり。「夫の惡例に依りて、妻も飲酒し、遂に大酒家となれり」「兒童の中にも、斯る事例あり。特に十歳より十四歳に至る少年少女の間にも之あり」と。一報告には、六歳の小兒が酒に酔へることを記載せり。「婦人は非常に戰爭を喜べり。蓋し戰爭に依りて、禁酒及節制を得たればなり。戰爭は、官設居酒屋の如き弊害なしと、彼等は言へり。彼等は、爾後再び此の居酒屋の開店することを恐る。彼等は、酒屋の看板を見るをすら嫌忌す。彼等は、此の恐るべき酒店の、全く消失する時の來るを希望す」と。吾人は、二人の農夫より來れる書簡を抜萃して、此の項を終らむと欲す。正式の通信員にあらざる一農夫は曰く、「火酒の販賣せられし時に、婦人と小兒とは、悲惨なる生活を爲したり。飢餓、寒氣、衣服の缺乏、打擲、時に殺害すらも、彼等を襲へり。婦人小兒の流したる血涙、果して幾許ぞ。嗚呼神

婦人小兒
の酩酊二農夫よ
りの書簡

よ、嘗て此の如き煩悶は之ありしなり。我等は、子と夫とを、戰場に送るべし。そは以前、我等が酔狂の爲、苦惱したる時に優るべしとの聲は到る處に響けり。總ての人は、政府が酒類を禁止したることを神に感謝し、且、嗚呼神よ、火酒をして永久に消滅せしめよと叫べり」と。第二の農夫は證明して曰く、「今や木皮の靴を穿つ婦人もあらざれば、縊縷を纏ひて通學するの兒童もなし。我等は、戦争と悲哀とを有するも、酒を有せず。是れ我等の喜なりとは、婦人の言なり。余は斯く言はざるべからず。若し吾人にして、酒を有せざらば、吾人は悲哀を有せず」と。

以上の諮問は、禁酒令が、一般に個人の家族及農民の經濟に與へたる利害如何を究はめむが爲、拈出せられたるものにして、回答は何れも明確なり。最後に第十二の諮問は、永久の禁酒に對して、之を可能なりと考ふるや否やを知る爲めに發せられたり。抑、民間には、永久禁酒を賛成する傾向を認むべきや否や。編纂者は本問題を斯く紹介せり。曰く、「酔狂の大害を諒解したる或地

永久禁酒
の能否

方の農民は、鼓舞せられて、禁酒運動を起すに至れり。然れども往時酒販賣の利益は政府に歸し、斯の如き運動の成功すべしとは思惟せられざりしなり。當時禁酒運動は起りたるも、政府其の他の妨害に依つて、忽ち中止せられたり。尙該運動の失敗したる他の理由とすべきは、此の如き運動には、國民の團結を要したるも、當時の事情は、之を爲す能はざりしこと是れなり。故に昨年初に於ける飲酒政策の一大旋轉は、禁酒運動よりして之を見れば、一の障害物を除きたるものなり。何となれば、國民は今や其の集會の決議に依り、酒の販賣を停止するの權利を有すればなり」と。

コストロマ州に於て、農民は此の權利を如何に行使したるか。調査し得たる所は、之に答ふべき適當なる材料を缺くと雖、權利の宣告前、既に酒の販賣を停止したるの箇所あり。或は禁酒の決議を「永久」としたるの箇所もあれば、或は「戦争中」「三箇年間」等の期限を附したるも亦之あり。戦争前コストロマ州二百四十三ヴォルスト中、集會に於て決議したるものは、五十一ヴォルストに

農民の酒
販賣停止
の行使

して、他のヴォルストは、決議の進行中戦争勃發して、禁止の命令來るに逢へり、又十二以上のヴォルストは州より禁止令を發したる爲、自ら決議するの時を有せざる旨を答へ、尙多數のヴォルストは、該事項の管理が、彼等の手より州に移りたりといふを理由として決議を試みざりき。『吾人は決議せず。何となれば、人民は縱令決議なきも、火酒の永久消滅することを確認したればなり』と、決議を爲さざりし或村落より、通信員の發したる報告に曰く、『吾人は、酒類の禁止を甚しく歓迎すべき大なる必要あり。總ての人は禁止を好むならむ』と、官設居酒屋になき爲、決議せざりし村落もあり、通信の中、時局の側面觀に富めるものあり。一僧侶は通信して曰く、『決議はなかりしも、永久に火酒の飲用を停止すべし』とは、農民の請願する所なり』と。又他の通信員は、次の如き請願書の謄本を送り來れり。

農民の火酒禁止に
願する請に

我等は、極めて短き期間にすら、禁酒の物質上竝に精神上、全國民に至大の好結果を興へたることを認め、禁酒の名譽の爲、此の祝日を以て、全露西亞の

必要條件として、火酒の永久禁止及總ての酒精を含む飲料を禁止すべき旨陛下に請願することを、閣下に要求することを決議せり。

千九百十四年二十九日（原文の儘）

唯四ヴォルストのみ決議することを拒み、若くは意見の異なる爲、決議する所なかりき。『會議は開催せられたり。然れども多數は、酒販賣の停止に反對したり。』我等は會議に於て、這般の問題を附議したるも、飲酒家の妨害に依りて、決議すること能はざりき。『酒販賣停止の提案ありたるも、我等は同意せざりき』といふが如きものは是れなり。然れども販賣人が、賄賂として五十留を農民に贈りたる結果決議せざりしの例なきにあらず。此の如きは、『嚴格の人すら、健康の爲飲酒することあるを以て、何等の決議する所なかりき』といへり。時には、更に一步を進めて、次の如き態度を鮮明にしたるものあり。曰く、『吾人は斯る決議を爲す意志を有せず。吾人は酒店の開設を待望す』と、諸君は永久に酒類の販賣を禁止し得べしと思惟するか。若し禁止し得た

永久禁酒
の可否

りとせば、如何なる結果を來すべしと思ふか。此の如き諮問に對し、五百七十九の答申を得たり。諮問の第一項に就て、可能なりと答へたるもの五百三十一、不可能なりと答へたるもの八あり。尙、斯る禁止は必要なしとの答申二十五、言明する能はずとの答申四、漠然たる答案十一通を算せり。

諮問の第二項に對する答申は、火酒販賣の永久停止の可能なるのみならず、實際之を希望する旨を表明したり。五百三十一の答申中、此の第二項に答申せざりしは、唯二十九ありしに過ぎず。他の答申(五百二)は一般に次の様式を以て回答し來れり。『酒精販賣の永久停止は、十分可能にして、且實際望ましき事なり。何となれば、將來善良なる結果を生ずればなり』と。

等しく永久禁止可能論者の中にも、意見の差違あり。隨て其の報告を研究するは、特に必要なり。斯る性質の答申は、百四通を算せり。編纂者は曰く、多數の答申に就て觀察すれば、禁止に不満を抱く人民あるは、固より明かなり。然れども是等不平家の何人なるかを自ら署名したるは、唯二十の答申に於て

可とするもの

不満を抱くもの

禁止賛成者
論者と販賣
再始論者

之を見たるに過ぎず』と。されど是等の不平家は、第一、酒類販賣に依りて利益を得る者(官設酒店以外火酒販賣を許可せられたる酒店あり。然れども後者は前者より商品を購入す)、第二、酒を賣却する料理店主、第三、可憐なる農民を虐待する富豪の農民、第四、酒販賣の再始と共に、酒店となるべき家の持主を包含すること、疑ふべからず。『富める農民は、貧しき農民よりも、多く禁酒に反對す。又富める農民は、内密に酒を賣り、且警官に贈賄す』。『多少の人民は、甚だ酒を嗜み、酒店の再開に賛成す』。又『唯舊式なる蒙昧の徒(無學、無教育)のみ酒の販賣を賛成す』とは、教育の缺陷と飲酒との間に、相互の關係あるを證す。是れ通信員の觀察し得たる所なり。然れども他の報告に於ては、『烈しく體力を使用する勞働者、例へば車力煉瓦職工の如きは、火酒と分るゝを悲しむ。何となれば、彼等は縱令少量にても、體力を保持する爲、其の必要を感ずればなり』と。又禁酒は、『唯婦人のみ之を希望す』といふを齎らせるあり。之を要するに禁止側に立つものは、從來多量に飲酒せざりし者、貧民相當に名聲ある士、及總ての婦人に

して、販賣再始若くは酒店再開の賛成側に立てるは、富める農民、絶望の大酒家並に酒類販賣人は是れなり。而かも是等の通信員すら、不平者は實際少數に止まることを認め、唯極めて少なき報告中に、人民の多數が禁止に不満を抱く旨を陳述したり。此の如く多數の通信員が、酒販賣の停止を以て、望ましき事にして、又可能なる事なりとの旨を主張する以上、少數通信者の一層詳細なる説明を茲に披露するは、更に理由あるの事たるを認む。

此の少數の答申中には、重要な人生の境遇を描寫せり。『余は此の諮問に應ずる前、或村落より、二十名の家主を集め、禁酒に關する小冊子を讀み聞かせ、吾人の生活上に於ける禁酒の感化力に就て、若干の問題を討議したる後、彼等が總て火酒の害を領得したることを認めたるも、一人として自から禁酒することを欲せざりき。而かも火酒の永久停止に就て、如何なる答案を作るべきかと、余は質問したるに、何人も答へざりき』と。一僧侶は、『多數の農民は、戦争後に至らば、縱令禁酒令のあるにも拘らず、代用品を用ふることを得べしと考

へ居れり。一般に彼等は、戦後に於ける酒類の密賣を信じ居れり。彼等は實際酒に別るゝことを悲しまず。然れども是れ戦争の爲のみ。若し戦争にして終熄せば、舊態に復すべしと考へつゝあり』と通信し、他の僧侶も亦『余は絶對禁酒を賛成せず。永久喪に服せしむるは、不可能なり』と通信したり。一通信員の報告は、頗る理論的なり。曰く、『或農民は、永久禁酒に賛成するも、或農民は反對す。何となれば、彼等は火酒が飲料として屢使用せらるゝのみならず、一個の藥劑、殊に自家製の藥劑(例へば漿果より酒を製するが如し)として使用せらるゝことを知ればなり。斯く彼等は、此の藥劑に依り、醫師の診療を受けずして、自己の病氣を療治す。是れ彼等の火酒に對する意見なり。大都會に常住して、田舎を見たることなき人は、露國人の暴飲を思惟するも、是れ大なる誤なり。勿論露國の農民は飲酒を辭せず。然れども是には、氣候及烈しき労働の加き、大なる理由あり。而かも農民の飲酒する機會は、甚だ多からず。露國農民の貧窮にして、些少の金錢を得るさへ困難なるの實情を知る人々は、絶

えず農民の飲酒する能はざることを領知すべし。農民は、基督降誕祭、懺悔節復活祭及教會の祝日には、火酒を購求するも、自己若くは友人の爲、特に之を購求せず。勿論、農民は前記の場合に幾多の盃を重ねるも、斯る祝日は一年間にさまで多からざるなり。火酒は、大酒家の爲に必要にあらざるも、之を利用する爲に必要なり。予は農民と共に火酒が家畜の藥劑(外用藥)及人民の藥劑として、必要なことを信ず。禁酒は一大美譽なり。然れども烈しく作業する勞働者に、禁酒を強ふるは不可能なり」と。又或者は永久禁止の爲、人民は己れの飲料を製造し、其の結果苦惱するに至らむことを憂懼し、他の者は禁酒の結果は、財政の缺陷を生じ、新税の賦課を見るに至るべしと憂慮せり。「永久禁止案を提出すべからず。若し火酒の販賣を永久に停止せば、帝國豫算の歳入は、何くに之を得べきか。必ず生活に缺くべからざる必需品に對して課税するに至るべし。然れども吾人は、火酒を有せずして生活す。總ての人は之を要求せず」と。二三の通信員は、個人の自由制限を好まずして曰く、「禁止案

禁酒の結
果財政に
缺陷を生
ぜむ

寧ろ積極
の教育法
を可とす

の如きは、人民を育成するの手段として妥當にあらず。斯る法案は、唯全く濟度し難き人民に施すべきのみなるも、而かも斯る場合すら、寧ろ積極の方途に出で、進で教育法を採用するを可とす。禁止案の如き法案は、單に臨時の處置たるべし。禁止の實施なきの時、總ての善人、自から憂色を帯べるは何故ぞ。斯る時に、禁止の嚴令は下れり。故に人民生活の一變したるは、單に禁酒の爲の理由とすべきのみならずして、其れよりも寧ろ將に起らむとする、恐怖すべき無限の事實を豫想したるが爲なり。新聞紙は、露國の勝利を報道するに拘らず、人民は此の勝利の爲に、各家族の拂ひたる價格如何に大なるかを思ふ。彼等の最も愛する者を喪失しつゝ、彼等は果して樂しむことを得べきか。予は這般の思想が、禁酒の原因よりも、一層人民をして嚴肅ならしめたりと思考す」と。又曰く、「永久の禁酒は不可能なり。聖書に於てすら、「酒は人の心情を喜ばしむ。特に結婚、祭日、冬期の業務に於て然り」との語あり。農夫及勞働者の身體は、滋養ある食物の缺乏の爲薄弱なり。彼等の寒冷を感ずるや、火酒は

善良なる
娛樂なく
むば禁酒
不可能

心臓の活動を活潑ならしむ。最も其の時間は長からざるも、彼等をして快感を抱かしむべく、是を以て彼等は十分なり。尙我等にして、善良なる劇場、學校、講演、遊覽、夜學等を有せば、永久禁酒の可能なること固より當然なれども、是等の設備なければ、農民は冬季の長夜を、如何に暮すかを知らざるなり。彼等は、無教育なる隣家の人を訪問する外、行く所なし。是に於て、官設居酒屋は、彼等の行くべき唯一の場所となり、彼等は其の中に於て火酒を傾け、遂に自己を忘却するまでに飲酒するに至る」と。斯の如く代用品の危険なること、新税を起すの恐れあること、及労働者に火酒の必要なることは、戦後酒販賣の再始を賛成する人々の、共通して唱ふる所の論旨なり。

然れども通信員の多數は是等の考慮を重要視せず、一通信員は曰く、「新税の賦課は、人民を驚かさざるべし。何となれば、彼等は禁酒の爲、裕福になりたればなり」と。人民は酒より生ずる利益の代りに、新税を負担すべしとは、或報告の記する所なり。又一農民は、酒より生ずる政府の収入に代ふる爲、家族一

禁酒に因
る収入の
補填に困
法

如何なる
火酒に優
る酒税も

人に付、一箇年五十哥(凡五十錢)を納付すべしと言明し、他の農夫は、更に多き金額を納むべき旨を告白したり。一僧侶の通信に曰く、「彼等は火酒を失ひたるを悲しまず。以前火酒を酷愛したる多數の農民は、酒の誘惑を受けざる爲、喜びて年十留を納付すべし」又曰く、「如何なる租税も、火酒に優れり」又曰く、「政府は其の収入を失ふことあらむも、若し吾人にして新税を拂へば、収入に於ける此の缺陷は補充せらるべく、加ふるに人民の頭腦を明快にならしむるの利益あり。尙労働者の缺勤は減すべく、我等の宿醉を驅逐する爲、金錢を要せざるべし」と。

是に於て吾人は、労働者の火酒利用論と農民生活の改良に關する説明とを對照して、其の輕重如何を講究せざるべからず。代用品租税及火酒の利用に關する意見は、自由の剝奪に關する暗示に比すれば、重大なる問題にあらず。編纂者は注意して曰く、「個人若くは個々團體の利益を以て、全體の利益と比較する時は、或種類の自由剝奪は免れ難し。若し此の禁酒の決議にして、人民

禁酒の眞
行には教
育手段を
必要とす

自から之を可決する所たりとするも、個人に取りては、等しく是れ自由の剝奪となるべし」と。

第一節 露國禁酒の實況

一一四

禁酒繼續を助成する爲、斬新なる教育上の手段を必要とすることは、多數の報告に徴して明白なり。蓋し新に覺醒したる田舎は、教化を要すればなり。而して斯る手段は、總てを通じて非常に歓迎せらるべし。一通信員は曰く、「余は將來の出來事に就て語る能はざるも、彼等は酒に代るべき或物を要望す。(彼は或者が飲酒の代りに、賭博することを記せり)此の要望は、地方の賢人、先覺者と雖、之を何奈ともすると能はざる程に大なり。(即ち彼等が娛樂、講話等を供する爲、其全力を注ぐも)娛樂は、全然必要なり。然れども圖書館(州立)は、人民に何物をも與へず。人民は、善良なる書籍、講話、演劇等を要求す。曰く、「人民は彼等自身の圖書館(自由)を有し、彼等の好む書籍等を得んことを要求す」と。然れども他の通信員は、結局禁酒説に還り、記して曰く、「禁酒は萬事に必要なり。經濟上の繁榮、人民の健康、物質及道德の進歩、亂暴及犯罪の絶滅を實ならしむ

禁酒せざ
むば民減
びむ

禁酒は節
制を守ら
しむるの
唯一手段

る爲に必要なり。禁酒せざるときは、人民は全く滅亡すべし。學校若くは病院は、之を救ふに何等の効果なし」と。一僧侶の通信に曰く、「唯永久の禁酒に依りてのみ、人生の進歩を期待することを得べし。政府若くは社會の企つる他の方法及經費は、總て無効なり。今や犯罪は減少しつつあるも、其の原因は禁酒に在り。吾人は、教育に依りて斯る結果を見ること能はざるべし。禁酒は、露國の爲、唯一の救濟法なり」と。

他の通信員の言ふ所に據れば、禁酒の結果は、犯罪の減少、狼籍の消滅、勞力の増進、貧窮の減却を來たし、是等の結果は、疑ふべからざるものありといふ。彼は曰く、「禁酒は、人民特に意志薄弱の爲、誘惑に勝つ能はざる人をして、節制を守らしむべき唯一の方法なり。予は、大酒したる多數の人と語り。而して總ての人は、今や喜べり」と。他の者は曰く、「今後二三年以上を經過せば、吾等の地方は、全く面目を一變すべし」と。又他の通信員は、萬事の實狀、大に革まれることを承認して曰く、「露國の人民は、斯の如き大なる恩惠の永久彼等に與

へられたるを信するに、甚だ苦む程過去に於て困苦を嘗めたり。彼等は不平を訴へず、彼等は大きな悲哀を有す。而してネクラソウに於ける、此の可憐にして世に知られざる人民は、彼等の大きな悲哀を、其の心中に秘しつゝありといひたるが如く、彼等は悲哀を以て、自己の存在に必要な一部のものなりと思惟したり」と。一農民も亦曰く、「永久禁酒は可能なり。然れども人民は政府が此の利益の財源を、長く棄つるに甘んずるやを疑ふ。戦争の初期、我軍大敗の報傳はるや、人民は唯是れ神の御意なりと言ひたるのみ。然るに十一月の初、麥酒、其の他酒類の販賣再始の風説あるや、彼等は全く失望し、之を以て大なる不幸なりと考へたり。然れども今や彼等は、再び永久禁酒に、希望を囑するに至れり」と。一僧侶は通信すらく、「十一月一日、麥酒店の再開せらるべしとの風説に就き、曾て殆ど濟度すべからざりしほどの大酒家の、之が爲に失望したるも亦一興なりき。彼等は其の意志の損傷したる爲、窮境にあることを自覺したり。彼等は曰く、「萬事は都合善く進行したり。火酒なかりしを以

酒類販賣
再始の風
説を聞き
て失望す

大酒家
販賣禁止
案を歓迎
す

て、我等も亦之を欲せざりき、然るに今や再び酒店の再開を見んとす。我等は如何にして、此の誘惑に對すべきかと。自ら大酒家たることを自白したる一農民は曰く、「予は永久禁酒を信じ、且此の禁酒が、農民生活の各方面に好結果を齎すことを信す。總ての人が、此の好結果を信ぜざる爲め、人をして自から火酒に心酔せしむ。彼等は、火酒なくして、生活すること困難なりと思惟す。然れども若し政府が、永久禁酒を斷行するならば、そは我等の地方に取りて、大なる幸福ならむ。予は多量の酒を用ふることに慣れ、從來之を節制すること能はざりしなり。酒販賣禁止案は、大いに之を歓迎す。今や予は以前に比して、多くの金銭と多くの餘暇とを有す。而して嘗に予のみならず、總ての人民は、眞面目となれり」と。他の農民は曰く、「人の爲し能はざる事も、神は之を爲すべし。予は實際上及己れの健康上頗る暴飲したり。然れども禁酒令と共に、火酒を廢するや、物質上及道德上、一層善き生活を爲すに至れり。尙予は火酒の害毒は、計算すること能はざる程、澤山あることを、火酒の常習家より聞け

火酒なく
むに醫者
を要せず

り」と。更に他の農夫は、其の同僚の生活を正直に告白して、「或者は、遺傳の酒
精中毒を主張して、自己の飲酒を辯疏したれども、今や彼等は醫藥の助けを借
らず、又は火酒なければ、全く無用なる山師醫者の補助を仰がざるを得べしと
して、禁酒したり。予は永久禁酒を賛成す」と述べたり。

故に通信員の多數は、主義に於て、永久禁酒の可能可望なるに一致したり。
報告に據れば、田舎は最早其の過去に於ける暗黒なる酒浸りの生活を賛成せ
ざることを明かなり。若し斯る生活にして長く繼續せば、田舎は全く荒廢し、墮
落すべしとは、多數通信員の意見なり。一農民は曰く、「予は政府が火酒の再
賣を始むることを信ぜず。虎列拉病、西比利亞惡疫、若くは恐犬病の蔓延を禁
止しながら、何ぞ飲酒の永久禁止を行ふこと能はざるの理あらむや」と。此の
禁酒に對する、田舎の自覺を認めたる通信員は、永久禁酒を以て「最大の改革及
絶大の美舉なり」と考ふるに至れり。一農民の書にも亦左の如く記されたり。
「我等は、動員の布告と共に、我等の第一且最惡の敵ともいふべき、即ち全露西亞

露國は救
助せらる

絶對禁酒
の結果如
何

人を甚しく苦めたる火酒を征服し得たり。今や露西亞は救助せらる。我等
は、國民の復活する神聖の喜悅を有するに至るべし」と。

最後の諸問は「絶對禁酒の結果田舎は何を期待すべきか」といふに在り。之
に對しては、「最善」「繁昌」「未來の最善」といふが如き、簡單なる回答の外に、此
の「最善の將來」に就て説明したる長き答申五十通を得たり。「彼等は、官設酒店
の閉鎖より生じたる好結果を見たるのみにて、總て永久の火酒禁止を望むに
至れり。一般に禁酒は、開始したる計りの今日に於てすら、既に見得る所の如
く、我等を富ましめ、且眞面目の勞働生活を爲すに至らしむべし。我等は、永遠
に我等の手より、禁酒を取り去ることを、神に哀願す」と。他の農夫は曰く、「禁
酒は可能にして、望むべき事なり。禁酒は、我等に經濟上の繁榮と教育上及道
徳上の復活とを得せしむべし」田舎にある我等の希望は、禁酒をして永久な
らしむるに在り。露西亞人の禁酒したる清潔なる勞働をして、長く存續せし
むるに在り」永久禁酒と共に、我等は生活上の平安を得べし。而して人民の

眞性は、之が爲に一變すべし。我等は、飲酒の傳説なき新時代に入ることを得べし。『我等の子孫は、其れ之を如何に視るべきか。彼等は、記念碑を建て、禁酒記念日を定むるに至らむ』。一僧侶は通信して曰く、『予が禁酒に關する條項を書き終らむとする時、一農民は室に入り來りぬ。予は其の書きたる事を讀み聞かせたるに、彼は火酒を用ひずして、我等の生活を幸福ならしむるの事項を、總て知ることを好むと答へたり。願くば酒をして永遠に滅亡せしめよ』と。而して編纂者は、『吾人は、禁酒人民の自由にして且喜ばしき生活を送るべき旨を希望し、茲に此の記事を終るべし』と結論したり。

三 都會及工場に於ける禁酒の實況

露西亞帝國現在の社會状態の上に行はれたる無比の經驗は、既に幾多地方に於ける研究の好題材となれり。就中今日までに、最も精密詳細に研究せられたるものは、モスコ―管内の機械工場及製造所主協會の統計部が、チェブロ

フ經濟協會と聯合して、企てたる研究に如くものなし。此の聯合の前者は、統計の設備に就て、信賴すべき保障を與へ、後者は、統計の精密なる研究を證明せり。調査事項も亦自から二部に分類せられたり。即ち第一部は、**労働者全體に及ぼしたる禁酒の影響に關する事項**にして、彼等の身分、就業時間、**缺勤事故**及**給料**に就ての一般問題を評論し、第二部は、特に**就業時間、缺勤、手間仕事、賃銀**に關し、一層精細の解答を得んと勉めたるものにして、其の研究範圍は、或**特殊の職工團體**に限られたり。

(甲) 第一の研究は、目下露國の商工業界に於て行はれ居る内國の工業をば、隣國工業の侵入に對して、保護せざるべからずとの意見に關する研究にして、之を論證する爲、露國職工の低き生産力に對して商品の高價なること、外國よりも露西亞に於て甚しきものありとのことを引用せられたり。露國及外國職工の労働程度に關する問題は、姑く之を措き、露國と外國との普通就業日を比較するに、露國工業の、遂に不利なる位地に在るの感あり。何となれば、露國に

於ける公休日及地方的休日の多きことは、全國職工の働く一年間をして、英國職工よりも四パーセント、獨逸職工よりも六パーセントを短縮せしむればなり。此の差異のみにても、外國特に獨逸の輸入品との競争を困難ならしむ。抑、露國の工場及製造所に於ける生産力の甚だ低き主因の一は、常に暴飲の蔓延に在り。此の絶えざる飲酒は、常に生産物の成績及維持に於てのみならず、尙仕事の性質及其の完成、内部の組織、職工と雇主との關係に於てまでも、不幸なる結果を生ぜしめたり。露國工業界の先覺者は、久しく飲酒に基く害の大なることを認められたれども、彼等の聲は他の階級の勢力と、及帝國豫算の利益とに依りて、沈黙せしめられたり。工場主は、自己も亦危険を分擔し、唯眞面目の職工のみを雇入れ、若くは禁酒の誓約調印を強ふることに依りて、漸く酒の害悪と戦ひたり。然れども斯る方法を取るものは少なくして一般に行はれず。隨て眞面目なる國民を實現する爲、戰時の試鍊を要したり。而して協會員は、禁酒の效果に感動したる結果、單に之が調査を爲したるのみならず、其の

結果の中には、彼等の豫想したる反對論に抵抗すべき、明晰なる回答のあるべきを以て、之を出版して戦後此の改革運動に、新しき助力を添ふるの義務ありと信じたり。此の企圖は、成功し(一箇月内にモスコウ管内工場全部の職工の四分の三に當る回答は來れり)たるを示し、製造家中に、多數の禁酒賛成者あること、並に禁酒運動が既に驚くべきの效果を生じたることを證明せられたり。又此の調査の目的は、酒害の範圍を確認し、且統計を備ふるにありしも、研究の時間少なくて、加之經濟生活に關する幾多の情態は、之を數字にて表はすこと能はざるものなることを記憶せざるべからず。

若し職工の缺勤問題を研究すれば、飲酒の害は最も明瞭となるべし。『プロ、グル』なる語は、普通に遅刻、病氣、缺勤、同盟罷工、賜暇等の如き、總ての休業を意味するものなり。其の語自から定時就業時間を短縮するの意義あるを以て、隨つて生産力を低減するものなりと思考せざるべからず。缺勤の第一位は病氣にして、第二位は暴飲なり。而かも病氣の原因は、屢、暴飲にあり。是れ此の

調査に於て、缺勤を重んずる第一の理由にして、他の理由は、工場及製造所の支配人が、平素此の缺勤に關する、明細の記録を保有するを以てなり。缺勤は失はれたる時間の量及び生産力の減量を示す。故に吾人は、缺勤の減少に依りて、禁酒の効果を定む。隨て禁酒の初日より、生産力の増加を示すことを得べし。

此の調査は、單に生産力の増加を定むるのみならず、職工の健康及道德に及ぼせる禁酒の感化を知らむが爲に、企てられたり。此の理由を以て、病氣事故、科料の問題も亦考慮せられたり。

右の諸點は、第一部調査事項の要旨にして、千九百十三年及千九百十四年に於ける、八、九十の三箇月間の報告に基き、禁酒後三箇月間と前年同期間とを比較したり。

回答は、二十一萬四千七百名の職工を包含せる百七十二工場より、之を受領したり。此の職工數は、モスコイ管區工場全職工の四分の一に當れり。回答

調査したる工場數

中不適當なるものありしを以て、之を除き、右の内十八萬九千二百五十名の職工を以て、就業時間各種の缺勤及傷害に就き、十分の回答を與へたるものとして、之を採擇したり。

第一部調査の職工數		工場検査統計に依るモスコイ管區一九一三年職工數	百分率
男子	一〇六、三七九	四五四、〇八二	二三・四
婦人	六九、三二八	三二九、九九三	二一・〇
少年及少女	一二、二九三	七八、一五九	一五・七
小兒	一、二五〇	一四、一五三	九・一
合計	一八九、二五〇	八七六、三八七	二一・五

此の表は、定時就業に關する三箇月間（一九一三年八月より十月に至る）の統計を示すものにして、少年少女及小兒の數少なきは、此の調査が主として平均千二百名の職工を有する大工場を選びたるが爲なり。モスコイ管内に於ける一工場の平均職工數は、二百五十名にして、小兒は大工場に於て多く使役せ

定時就業に關する三箇月間の統計

調査した
る職工の
總數

らるゝことなし。
調査したる職工の總數は、左の如く月に依りて異なれり。

	一九一三年の總數	一九一四年の總數
八月	一八六、八〇〇	一七六、三〇〇
九月	一八九、四〇〇	一八三、一〇〇
十月	一九一、六〇〇	一八五、二〇〇
三箇月平均	一八九、三〇〇	一八一、五〇〇

千九百十四年の八月は、動員令の下りたる爲、之を千九百十三年の八月に比すれば、職工の數一萬五百名、即ち五六パーセント少なし。又千九百十四年八月より十月に至る三箇月間に於ける職工の平均數は、千九百十三年の同期間に比して、四パーセント少なく、内男子一萬人、即ち九四パーセント減少し、婦人は二千二百人増加し、少年少女、小兒の數も亦少しく増加したり。減少の最高率は、化學工業に現はれ、約一八パーセントを減じたり。内、羊毛

動員令と
職工數の
減少

定時就業
日數統計

工業一五パーセント、綿花工業一三パーセント、金屬工業三パーセントの減少を來たせり。金屬工業の減率少なきは、動員令に依りて生じたる缺員を、直に補充したるを以てなり。
吾人は、三箇月間に於ける定時就業日の數を表はしたる統計に依り、開戦以來勞作の量異なるを、明白に知ることを得べし。

	一九一三年定時就業日數(千位)	一九一四年同上
八月	四、四〇〇	三、六六〇・五
九月	四、三八三・八	三、九九六・三
十月	四、八一四・一	四、二八一・九
合計	一三、五九七・八	一一、九三八・七

〔備考〕定時就業日とは、工場規程に定められたる日にして、職工の實際就業したる日にはあらず。(一) 露阿禁酒(二) 露阿禁酒(三) 露阿禁酒(四) 露阿禁酒
千九百十四年八月の就業日數は、千九百十三年八月に比すれば、一七パーセ

ント少なし。然るに職工の数は、僅に五六パーセントを減じたるのみ。又十月を比較するに、就業日数は唯一パーセントを減じたるにも拘らず、職工の数は八三パーセントを減じたり。次に千九百十四年八月より十月に至る、平均定時就業の日数は、千九百十三年に比して一二・五パーセント少し。之が原因は、多數の工場（特に織物工場）に於て、就業日の数を一週四日、若くは三日に減じたるに存す。最も大なる減少は、羊毛工業（二三パーセント）、綿花工業（二五パーセント）に於て、著しきを見る。化學工業の減少は、一パーセントにして、金屬工業の減少は、唯四パーセントに過ぎず。又千九百十三年及び千九百十四年の八月より十月に至る就業時間の平均の長さを見るに、千九百十三年には七十二日間、千九百十四年には六十六日間を算す。千九百十四年の秋に於て、工場及製造所の時間の少なきは、單に職工の數、定時就業日數の減じたるが爲のみならず、亦實に定時就業時間の減少したるの結果なり。

〔備考〕定時就業時間とは、工場規程に定められたるの時間にして、職工の

實際就業したる時間にはあらず。

定時就業時間の統計は、吾人をして開戦三箇月間に於ける機械工業及製造工業の眞相を諒解せしむるものあり。（一）
日×定時就業時（一時間）

一九一三年定時就業時數(千位)	一九一四年同上
八月	四〇、四二〇・七
九月	四一、四五〇・三
十月	四四、五〇七・七
合計	一二六、三七八・七

千九百十四年八月に於ける定時就業の時數、即ち調査したるモスコイ管内工場及製造所全部の產出高は、千九百十三年八月に於けるよりも、一七・五パーセント少なく、千九百十四年十月の就業時數は一二パーセントを減じたり。又千九百十四年の三箇月間に於ける就業時數は、千九百十三年に比して、合計

モスコ
管内工業
状況比較

一四・二パーセント減じたり。此の定時就業時数の外職工は千九百十三年に於て三百四十八萬七千七百時間、千九百十四年に於て二百九十五萬一千八百時間、定時外の労働に従ひたり。千九百十四年モスコ管内に於ける工場及製造所工業の業況を以て、之を千九百十三年に比較すれば、左の如し。

職工の減數	四〇パーセント
就業日の減數	一二・五パーセント
就業時の減數	一四・二パーセント

戦争の爲生じたる工業上の變化を、少しく分析したる後、更に進で酒類の販賣禁止に依りて生じたる變化を分析すべし。

職工の缺
勤時數

(乙) 缺勤の語の下に、第一部の調査は、同盟罷工、動員、賜暇及工場に於ける臨時休業を除き、職工の總ての缺勤を含蓄せしめたるも、吾人は茲に飲酒、病氣、家事等の爲、缺勤したる場合を示すことに改めたり。左表は職工の缺勤時間數なり。

八月	一九一三年缺勤時間總數(千位)	一九一四年同上
九月	一、四一一・一	九七九・〇
十月	一、三六八・五	九四七・〇
合計	一、五七六・九	一、〇七五・三
三箇月間職工缺勤の平均時間數	四、三四七・五	三、〇〇一・八
開戦後三箇月間の職工缺勤は、百三十四萬五千七百時間、若くは三一パーセント減少せり。此の著しき減少は、單に禁酒の爲めのみにあらずして、千九百十四年の秋、工場が就業時間を短縮したる爲、勢ひ缺勤の數を減じたるものにして、賃銀の極度に減ぜられたる爲、職工は缺勤することを好まざるに至りし結果なり。此の減少の範圍を決定するには、千九百十四年秋、正則に營業したる工場及就業時間を短縮したる工場の定時就業時、百時間毎に於ける缺勤時間數を知らざるべからず。	二、三〇	一、六五

職工缺勤
時數の減少
原因

開戦後三箇月間の職工缺勤は、百三十四萬五千七百時間、若くは三一パーセント減少せり。此の著しき減少は、單に禁酒の爲めのみにあらずして、千九百十四年の秋、工場が就業時間を短縮したる爲、勢ひ缺勤の數を減じたるものにして、賃銀の極度に減ぜられたる爲、職工は缺勤することを好まざるに至りし結果なり。此の減少の範圍を決定するには、千九百十四年秋、正則に營業したる工場及就業時間を短縮したる工場の定時就業時、百時間毎に於ける缺勤時間數を知らざるべからず。

千九百十三年の缺勤は、定時就業百時間毎に三・四四時なりしに、千九百十四年は二・七九時に減じたり。是れ即ち時間短縮と職工間の禁酒との爲、一九〇一セントを減少したるものなり。又千九百十三年定時に雇はれたる職工の定時就業百時間毎に、缺勤する時間は三・四七時なりしに、千九百十四年には、二・五七時、即ち二・七パーセントを減じたり。若し同一の工業にして、同數の職工を使用する二種の工場を比較すれば、時間短縮の效果は最も明瞭なり。即ち千九百十四年、定時通り執業したる綿花工場の缺勤は、僅に二パーセントを減じたるに止まるも、時間の短き工場に於ては、九・四パーセントを減じたり。更に一層深く研究を進むるに、男子の缺勤數は激減して、百十四萬七千六百時間、即ち三・六八パーセントを示せり。是に於て吾人は、始めて禁酒の恩惠ある感化に接することを得べし。即ち暴飲の爲、非常に惱まされたる工業は、禁酒に依りて最も大なる恩惠を受くるに至りしなり。

更に一層明瞭ならしむる爲、吾人は千九百十三年及千九百十四年の兩年に

於て、定時就業したるの工場を擧げ、種々の工業に従事する男子、婦人、少年、少女、各職工の缺勤數を比較すべし。而して斯る比較は、少なくとも當時の状態にあるモスコイ管内の工場に於ける生産力の増加したることを示すに足らむ。又或場合には、婦人の缺勤増加したることを示すの材料あり。そは禁酒の、婦人に何等影響なきことを證するものなり。然れども千九百十四年に於て、男子の缺勤の激減したるは、彼等の以前に於ける缺勤の最大部分が、飲酒に原因したることを證明するものとす。

此の方法に依り、前記各工業生産力の増加率を知ること、は、容易なり。生産力増加の理由は、定時就業時間を利用したるに在り。隨て生産力の増加率は、就業時間の増加と同一ならざるべからず。此の計算の下に、常時の情態にある五工業の生産力は、禁酒及之に伴ふ缺勤の減少に依り、モスコイ管内に於ては〇・五二パーセント、露西亞帝國に於ては〇・五九パーセントを増加することを見すべし。此の生産力増加の低率（約半分）なるは、或は禁酒運動の賛成者

を失望せしむるならむも、吾人は缺勤が生産力増加の唯一の理由にあらざる
こと、竝に此の百分率が職工全體に適用せられ、禁酒の恩恵を蒙れる職工が、全
體の唯六二パーセントなることを記憶せざるべからず。

缺勤の休日及給金日後に最も多きは自然なり。千九百十三年八月より十
月に至る間に於て、總缺勤四百三十四萬七千五百時間の中、百一萬七千時間、
即ち二三パーセントは休日後の缺勤に屬す。千九百十四年八月より十月に
至る休日後の缺勤は、一八パーセントに過ぎず。又千九百十三年に於て、給金
日後の缺勤は、休日後の缺勤より多かりしも、千九百十四年に於ては、殆ど同一
なり。職工間の病氣は、飲酒の結果なると甚だ多きを以て、禁酒後病氣に依る
の缺勤は、減少することを豫想せらるゝも、種々の原因に依り、却て増加を示し
たり。千九百十四年に於ては、二〇パーセント増加したるも、此の豫想せざり
し増加は、工場主の十分説明したるが如く、千九百十四年の秋、職工疾病保険の
計畫が實施せられたるの結果なり。此の保険の爲、(一)病氣に依る缺勤の記録

國民疾病
保險と禁
酒後の病
氣増加

は其の極度に達し、(二)職工は助を求むる場合を除き、病體にて最早出頭せざり
き。尙他の原因は、動員の結果、強壯なる男子は總て軍隊に参加し、其の代りに
體質の弱き男子若くは婦人を補充したるに由る。

前記の如く、病氣に依る缺勤は、千九百十四年に於て二〇パーセント増加し
たり。然れども此の増加は、全く國民疾病保険の爲にして、千九百十三年に比
し毫も増加せずと假定すれば、吾人は百就業時間毎に於ける缺勤總數が、二・七
九時間にあらずして、二・四五時間なることを發見すべく、隨て此の假定の下に、
生産力の百分率を、モスコイ管區に於ては〇・五二パーセントより〇・七二パー
セントに、又全帝國に於ては〇・五九パーセントより〇・八九パーセントに引上
ぐることを得べし。

事故に關する統計は、單に減少せざるのみならず、千九百十四年に於ては前
年より却て増加したることを示せり。此の事實は、軍隊に召集せられたる職
工の代りに、未熟の職工を使用したることを證するものなり。而して休日後、

事故の増
加と其の
原因

禁酒と科料

事故数の減少する傾向あるは、頗る興味ある事なり。
科料は、左の三項の下に特記せられたり。

- (一) 仕事の拙劣
- (二) 缺勤
- (三) 不規律の行爲

此の三項は總て暴飲の結果なるを以て、科料の記録は、千九百十四年の秋、禁酒が職工に如何なる感化を與へたるかに就き、吾人に明瞭なる説明を與ふべし。科料總額左の如し。

	一九一三年	一九一四年
八月	一四、〇四二留	八、七五二留
九月	一四、六七一	八、一四〇
十月	一七、三三五	九、六六八
合計	四六、〇四八	二六、五六〇

科料總額の減少

右統計は、千九百十三年の職工十九萬六千二百十二名、千九百十四年の職工十八萬八千三百八十名を基礎として調製したるものなり。科料總額は、此の表に依れば、千九百十四年に於て著しく減少せり。然れども三項の減少額は、左の如く互に異れり。

	一九一三年	一九一四年
仕事の拙劣	一九、〇〇三留	一五、八八九留
缺勤	二一、六六七	八、〇九八
不規律の行爲	五、三七八	二、五七三

是に於て吾人は、工場及製造所内部の生活は、禁酒後に於て順調の情態にありと結論することを得べし。

(丙) 職工間の禁酒に基づく勞程(生産力)の増加を決定する爲、モスコイ管區工場製造所主協會は、手間仕事賃銀の變動を、第二部の調査に托して研究したり。蓋し賃銀は、不明の事項最も少なきを以て、勞程の増加を測る標準に選び

禁酒に因る勞程増加の調査

たるなり。而して千九百十三年及千九百十四年に於ける評價の差異を避くる爲、又職工の業務の種類を互に異にするより生ずる異論を避くる爲に、第二部の調査は、第一部の調査と其の趣を異にし、職工全體を採らずして、特に選擇したる一團體を限りて研究を遂げたり。尙研究すべき各事項に就き、工場主は、左記の條件に相當すべき職工の團體を選擇したり。

- 一、千九百十三年及千九百十四年の兩年共に、八月より十月まで就業したること。
- 二、右兩期間、同級の手間仕事賃銀を受けたること。
- 三、同一の材料機械を以て、同種の仕事を爲したる(兩期間)職工のみを選擇すること。

此の選擇は、一層良好なる結果を生じたり。然れども時には千九百十三年、千九百十四年共に一回の缺勤なき職工若くは極度の大酒家たりし職工を引用したるの例もあり。

第二部調査に於ける職工の数は、三千三百五十八人にして、内二千六百四十六人は男子、七百十二人は婦人なり。又回答は十五萬八千七百八十二人の職工を包有する八十八の工場より來れり。

第二部調査に關する諸問は左の如し。

- 一、千九百十三年及千九百十四年兩年の八・九十の三箇月間に於ける就業時の總數(但定時外の就業時間を含み凡ての缺勤時間を除く)
 - 二、右同期間に於ける缺勤の總數(但動員、同盟罷工、仕事の中止及賜暇に依る缺勤を除く)
 - 三、定時外の就業時數
 - 四、手間仕事賃銀の總額(但定時外就業の給金を含む)
 - 五、定時外就業に依る手間仕事賃銀の總額
- 定時外就業に關する件を除きたる千九百十三年及千九百十四年八・九十の三箇月各職工に就ての統計表左の如し。

	一九一三年	一九一四年
一職工の缺勤時數	三二・七	一四・六
一職工の實際就業時數 <small>(但定時外就業を除く)</small>	六三七	五八二
定時就業時百時間毎に缺勤時數	四・九	二・四

(實際就業時+缺勤)

一時間の手間仕事賃銀

一三五哥

一四一哥

缺勤は、五五パーセントの激減を見たり。此の原因の一部分は、缺勤に就て優績を有するの職工を選擧したる爲にして、吾人は此の場合禁酒の結果を明白に承認することを得べし。

尙毎百時間の缺勤が五二パーセント減じたることを考ふれば、吾人は一層明かに缺勤の減じたるを認めざるべからず。第一部調査の減少は、一九パーセントなりしに、第二部調査に於ける此の如き減少は、就業時を有効に利用したる結果を生じ、職工の生産力は、平均二六パーセント増加したり。又千九百

十四年に於ける手間仕事賃銀は、一時間平均〇・六哥即ち四・四パーセント昂騰したり。

此の増加したる數字(二六パーセント及四・四パーセント)に依り、吾人は千九百十四年に於ける職工三千三百五十八名の生産力が、七パーセント増加したることを決定すべきなり。

統計を一層精細に考究すれば、吾人は千九百十四年に於ける男子職工の生産力が、八パーセント増加したることを發見すべし。然れども戦争の爲、多數の工場は就業時間を短縮し、且男子職工の代りに婦人職工を使用したる結果、勞程は人爲的に低下せられたる觀あり。隨て吾人は常時情態にある工場の男子職工のみを、一層深く考究せざるべからず。千九百十四年八月より十月に至る間、正則に就業したる工場の職工千五百名を一團として調査するに、就業時の利用に就て二・九パーセント、一時間手間仕事の賃銀に就て六・一パーセントを増加したり。斯の如く是等職工の生産力は、禁酒後九パーセントを増

加するに至れり。

依る類に
の依る類に
の依る類に

勞程を決定する爲、吾人は禁酒前平均缺勤數を有する職工の一團を研究せざるべからず。第二部調査は此の勞程と缺勤との關係を確むる材料を供給したり。此の目的の爲、總ての職工は、千九百十三年各職工の缺勤數に依り、左の如く四種に區分せられたり。

第一種 千九百十三年八月より十月に至る期間、無缺勤の職工。

第二種 右同期間に、一時間乃至三十時間缺勤したる職工。

第三種 同上三十一時間乃至百時間缺勤したる職工。

第四種 百時間以上缺勤したる職工。

各種に於て、一時間手間仕事の平均賃銀及各職工の平均缺勤數は計算せられたり。而して總て是等の計算は、此の調査に取扱はれたる三千三百五十八名の職工を引用したり。

千九百十三年(八月より十月まで)

各種平均賃銀及
平均賃銀及
平均賃銀及

職工數	平均缺勤時數	一時間の平均賃銀
第一種 一、一九五	—	一二・九哥
第二種 一、一〇四	一四・〇	一三・三
第三種 七七四	五七・一	一三・九
第四種 二八五	一七五・九	一五・〇

千九百十四年(八月より十月まで)

第一種 五九	一三四
第二種 一一七	一三九
第三種 二三八	一四八
第四種 三四・二	一五三

右表は、千九百十四年に於て、各種共に前年に比し、勞程の絶對に増加したることを示し、一時間の平均賃銀も、亦第一種〇・五哥、第二種〇・六哥、第三種〇・九哥、第四種〇・三哥増加したり。而して吾人は、千九百十三年平均缺勤の千九百十

勞程の絶對
對增加

怠慢なる
職工の
勤時数の
減少

第一節 露國禁酒の實況

一四四

四年平均缺勤數よりも多き數字に徴し、各種に於ける一時間手間仕事平均賃銀の増加を知ることを得べし。尙從來暴飲の爲最も多く苦しみたる職工は、禁酒の爲に、最大の利益を得たり。最も怠慢なる職工三箇月間、一名の平均缺勤時數は、織物工場に於て十五萬九千七百時間より一萬一千時間に減じ、金屬工業に於て十七萬二千一百時間に減じたり。

禁酒の爲、多數の職工は、其の就業時間を浪費すること少なく、之より生ずる便利を殆ど全部受くるに至れり。就業時間の長くなりし爲に得る賃銀の増加は、職工が其の勞程を増加する必要を思惟せざりし程、著明となりたりと想像せらる。恐らく職工は、缺勤減少に基づく賃銀の増加に満足して、其の勞力を保留せしならむ。是れ工場及製造所の中、特に薄給を取る職工間に屢、見るの現象なりとす。若し吾人の想像にして誤らずとせば、吾人は禁酒の爲に開放せられたる至大なる生産の潜勢力、即ち戰後露國の活用すべき絶大なる勢力の自から養はれて職工間に存在することを是認せざるべからず。

手間仕事
平均賃銀
の増加

一時間手間仕事平均賃銀(單位哥)

第四章 戰爭と露國の禁酒

一四五

吾人は今や、常時の状態の下に就業する職工に、通常適用せらるゝ勞程の増加を決定せむと欲す。第一部調査に依り、吾人は千九百十三年三箇月間の平均缺勤數が、織物工場に於て一萬八千二百時間、金屬工場に於て二萬九千三百時間なることを知る。然るに第二部調査に於て研究せし、千九百十四年の常時情態の下に就業したる、第一種より三種に至る各職工の平均缺勤數に就て之を見るに、彼等の千九百十三年三箇月間に於ける平均缺勤は、織物工場に於て一萬七千三百時間、金屬工業に於て二萬八千一百時間なることを發見し得たり。兩者の平均數に於て、些少の差あるは偶然にあらずして、後者に於ては、極度の暴飲家たる第四種の職工を除外したる結果なり。果して然らば、第一種より三種に至る職工の平均缺勤數は、同時に平均職工の平均缺勤數なりと、いふことを得べく、若し之を事實とすれば、右三種手間仕事の平均賃銀の増加は、等しく勞程及平均職工の平均増加を示すものなりと謂はざるべからず。

第一節 露國禁酒の實況

一四六

一九一三年 一九一四年 一九一三年に比して一九一四年の増加したる百分率

織物職工(七百三十人)

一一・六^哥 一一・九六^哥 三・二^哥

金屬職工(四百九十七人)

二二・四 二四・四 九・〇

第一部調査の基礎に依り、左の數字は、千九百十三年及千九百十四年正則に就業したる工場に於て、如何に職工が其の就業時間を使用したるかを知るに足るべし。

職工の就業時間使用状況

△織物職工

一九一三年 一九一四年

定時就業時間

六六三 六四一

一職工缺勤時間

一七二 一三四

定時就業百時間毎に缺勤時間

二・六 二・一

△金屬職工

一九一三年 一九一四年

定時就業時間

七〇三 七〇九

一職工の缺勤時間

二九八 一四八

百時間毎に缺勤時間

四・二 二・一

是に由りて此を觀れば、織物職工の生産力は、(就業時間の延長の爲)〇・五パーセント増加し、金屬職工の生産力は、二・一パーセント増加したることを知るべく、隨て常時の情態の下にある生産力の平均増加は、織物職工にありては三・六パーセント、金屬職工にありては一・一パーセントなりと謂ふべし。是れ職工間の禁酒に關し、第二部の調査に於て、取調べ得たる所の結論なり。

禁酒は婦人の勞程に對し、極めて僅少の増加を齎したること、豫想せし所の如し。時には勞程の減少したる例さへ之なきにあらず。其の理由は、一報告に於て十分説明せられたる如く、婦人は何れも戰場に在るの人々を憂慮して已まざるが爲、其の全心を仕事に傾注すること能はずといふにあり。

(丁) 若し禁酒にして、戦後まで引續き實施せらるゝとせば、露國の生産力を

婦人の勞程

開發するの大動力となること固より明かなり。職工の勞力、健康、生活に及ぼす、禁酒の一般感化に關する、工場主の報告を閱するに、此の豫測は更に深く確認せらるべし。是等の報告は、恐らく缺勤事故等に關する乾燥無味の統計よりも、更に重要ななり。何となれば是等は總て禁酒が、職工生活を激變せしめた事實を目撃せし人々の報告なればなり。是等の報告は之を二門に分ち、第一門には、**職工の勞力に關する報告**を掲ぐ。即ち左の如し。

職工の勞力に關する報告

酒類販賣の廢止は、從來大酒を常習とせる職工の缺勤數を激減したり。是等の職工は、酒類販賣の禁止を喜び、今後販賣の再始せらることを恐れ居れり。(ゴストロマ州キシエシユマ、ミンドウスキー、バカキン報告)

禁酒と共に職工の賃銀は、同一の價格に於て増加したり。職工は以前に優りて勤勉となれり。(ラチヤノ「ゴルブノヅ」ラザリス」報告)

禁酒と共に、職工の生産力は非帶に増加したり。是れ禁酒の良果を結びたる證據なり。材料の毀損、缺勤、不規則の行爲に對する科料は、最少限に達

したり。

(トツワー州報告)

職工の賃銀は、禁酒前に比して二〇乃至二五パーセント増加したり。是れ全く禁酒の結果なり。(モスコイ組合報告)

禁酒問題を研究するに、酒專賣の廢止は職工の收入を増加し、缺勤の數を減じ、仕事の質を良好にし、一般に生産力を増加したることを發見す。(モスコイ組合報告)

我等の工場にては、唯婦人のみ使役するを以て何等飲酒の害を感ずることなし。(モスコイ附近の絹紐製造所報告)

禁酒以來就業せざる者及缺勤者は非常に減少したり。手間職工は高給を受け、月給若くは日給を受くる職工は、以前に比して一層多き生産力と正確とを示す。健康上大害あり且就業上有害の變性酒の販賣と共に、職工は其の變性酒にサイダー及他の飲料を混和し始めたり。(モスコイ州織物工場報告)

缺勤者は、同盟罷工及動員に依る場合を除き、千九百十三年に比し、千九百十四年は三〇パーセント減少したり。又休日後の缺勤は、職工數に應じ五〇パーセントを減じたり。禁酒後に於ける生産力の大に増加せむことは、固より明かなり。

(モスコイ綿糸染工場報告)

禁酒は職工の生産力に好結果を齎せり。缺勤者を減じ、又不規則行爲を少なくせり。然れども是は數字を以て證明し難し。何となれば我等の工業の性質上、職工は密接して仕事を爲し、且動員後雇入れたる多數の職工は、未だ作業に慣熟せず、爲に老練なる職工を妨げ、他人の利得を減少せしむればなり。

(スモレンスク、ガーハーゲー糸工場報告)

禁酒以來、生産力は著しく増加し、病氣は減退したり。

(モスコイ附近タネリー報告)

大體に於て、禁酒は生産力を増殖したり。而して就業時間を、十時間より五時間半を減じたるにも拘らず、大なる有形の損失を感じず。若し生産力

にして増加せざりしならば、損失を感じたるならむ。

(モスコイ羊毛織物工場報告)

休日及給金日後に於ける職工の缺勤は消滅したり。努力は質に於ても量に於ても増加したり。

(モスコイ機械刺繍者報告)

禁酒以來労働者の生産力は、前年の標準と比較して約六分の一を増加したり。

(モスコイ萬國農臺車協會報告)

火酒及麥酒の販賣禁止の爲、我が職工の生産力は、二十乃至二十五パーセントの増加を示せり。

(カルガ州鑄鐵物製造所報告)

禁酒前は、冬季を通じて、二、三回缺勤したる職工あり。一日と十五日の各給金日後、二、三日間若くは一週間缺勤したる者すらあり。斯の如きは、彼等の金錢及家内の事情に悪しき影響を與ふるや勿論にして、給金を前貸するの場合屢、起れり。然れども禁酒以來、一の缺勤なく、尙從來飲酒に沈溺したる職工は、著しく健康を回復し、短き時間内に於て、以前よりも多く且良好の

仕事を爲し得るに至れり。

(モスコイ傘製造者ゴロジャンケン報告)

以前我工場の職工には、給金日後五六日にして前金を渡したるに、火酒店の閉鎖せられし以來、斯る事は極めて稀なるに至れり。

(チャイトチニコフの挽材工場報告)

酒の販賣せられし時には、缺勤は屢起れり。或職工は給金日後、二日まで出勤せず。又彼等の中、給金日の翌日就業したる者は少なかりき。時に彼等は教會の大祭日前一二日より休業して、少くも三日間の休暇を爲したる上、尙二日間休むとありき。其の他に於ても、暴飲に依る缺勤は少なからず結婚葬式等も、亦一週間缺勤する口實に供せられたるに、禁酒と共に斯る缺勤は總て消失したり。職工は以前よりも、一層眞面目に己の職業を考へ始めたり。彼等の生産力は増加したり。彼等は彼等の總ての時間を貯蓄し、止むを得ざる必要の起りたる場合に限り、賜暇することゝなれり。吾人は一般に禁酒の結果、實に最善なることを公言すると共に禁酒の永久ならむ

職工の生活に及ぼせる禁酒の影響

ことを希望す。

(クリアスム河造船所報告)

報告の第二門には、職工の生活に及ぼせる禁酒の影響を網羅せり。是等の書類に依りて吾人は、禁酒が全然職工階級を改革したることを知り得べし。亂暴、狼籍、粗暴、不規則の行爲、無作法、遅刻等の總てを實際減少せしめつゝあることは、科料に關する左の調査統計に徴して明かなり。

遅刻、缺勤、不規則の行爲、暴飲等の科料

一九一三年(八月より十月まで) 二四八留

一九一四年(同前) 一〇九留

大酒に基づく不規則行爲の件数が、千九百十四年に於て五六パーセント以上減じたるは、科料に依りて知ることを得べし。

嘗て極度の大酒家たりし職工は、今や最良の職工と肩を比するに至れり。彼等の行爲は一として不満足なる所なし。彼等はヅワーニッシェ、ポーリッシュ、若くは其他の刺戟物を懇望せず。彼等は清潔にして善き服装を爲せり。

左に實際の報告を掲げむ。

永久禁止は、常時全國の家庭及我等の工業に恩惠を與ふべき、感覺の鋭敏にして富裕なる職工を造るに至るべし。

(ウラヂミール州紡績工場バリン商會報告)

飲酒の工業に與へたる害毒の統計を有する、調査の書類を送呈すると共に、職工生活に於て見るが如き、酒毒の及ぼす範圍、即ち彼等の家族の悲惨なる状態に就て、諸君の注意を喚起せむと欲す。……職工の物質的幸福は、著しく進歩したり。然れども彼等の家庭生活には、絶大の差違あり。飲酒時代に於て、職工の八〇パーセントは、精神朦朧として一種の恍惚状況にありしのみならず、其の飲酒の常習は、道德上惡しき感化を與へ、彼等の家庭は、全然其の家庭らしき眞味を失ひ、傳染病と悲哀との中心と化し去れり。親は總ての物を居酒屋に運び行くや、家庭に於て此の苦痛を最も多く感ずるものは、彼等の兒童なり。是等の可憐なる兒童は、寒冷にして濕氣の多き家の

報告の實例

地下室に群集し、飢餓其の他の不便なる事情は、彼等をして體質弱く感情の激發のみ早熟せる男女たらしむるに至るなり。今や多數の職工は、家庭に娛樂を供することを得べく、彼等の十分なる所得は、善き居室を有し、善き衣食を購入することを得るに至れり。

(モスコ、エフサチュフツノマンテン羊毛紡績工場報告)

職工と工場支配人との間に於ける誤解と不和とは、今や殆ど之を耳にせず。勞力と生産力とは、吾人をして戦後まで、禁酒の永續を歓迎せしむる程増加したり。

(モスコ、エルブロー器械製作所報告)

禁酒以來、作業の產出高は増加し、且以前に優る良質の商貨を產出するに至れり。職工の事故は少なくなれり。斯る變化は、最早職工に對して不平の唱ふべきものなし。亂暴、卑しき言語、不規則の行爲等は、既に過去の物となれり。

(モスコ、シヨール製造所報告)

火酒の無くなりし爲、生産力は二五パーセント増加したり。火酒なき爲、

職工は、一層多く人間らしくなれり。最早所謂「月曜日」又「火曜日」(缺勤の多き日)なるものは、跡を絶てり。良心は覺醒せり。人民は惡しき職工となることを恥辱としたるに、今や職工と共に生活し、仕事するに至れり。火酒の存在したる時、我等は出來得る限り、我工場の職工との關係を少なくし、他の商店特に最も多くの外國市場より、商品を購入したり。若し火酒にして再賣せらるれば、吾人は已むを得ず、再び外國の商品を賣るに至るべし。

(モスコイ、ブラッキン工場報告)

酒類の販賣禁止は、勞力生産力の上より見るも、又職工の道德的行爲の上より見るも、共に極めて喜ぶべき結果を生じたり。吾人は、此の情態の將來永續すべきことを希望す。

(ウラザミル州製紙工場報告)

勞程は著しく増加したり。時局に關聯して、就業時間と賃銀とは減じられたるも、火酒の消滅したるが爲、職工の收支には、大なる差違なし。給金日後に於ける缺勤の常習をも認めず。其の結果、職工の道德、健康、家庭、生活、勞

力等を等しく改善したり。

(モスコイ更紗染工場報告)

製作品は大に改良せられたり。職工は以前に比して一層勤勉となり、喧嘩争鬭は消失せり。

(モスコイ管區報告)

一般の觀察及個々の印象を信する吾人は、禁酒が我等雇人の生活及仕事に與へたる、明白にして且偉大なる恩恵を指示するの義務ありと思ふ。此の如き堅實なる企舉は、現代に於て重要な事業の一たるべし。

(モスコイ茶商報告)

管理者と職工との間に於ける誤解は、今や殆ど無し。喧嘩もあらざれば、惡しき言語を使用する者もなし。職工の談話は常に叮嚀なり。一人たりとも、否、非常の大酒家たりしものも、禁酒に對して失望せず。總ての職工は、欣然たり。婦人又偽なき喜悅の色を示せり。

(コストロマ、グラシルシコフ商會報告)

酒類の販賣禁止は、就業時間中も其の以外に於ても共に職工の行爲に良

果を齎せり。缺勤は減少したるに、特に給金日其の後に於ける缺勤は、著しく減じたり。職工は以前よりも、多く精神の平衡を保持す。住宅に於ける喧嘩も、家族の口論も、共に消亡したり。警官の逮捕すべき機會は少なく、醫師は最早大酒に原因するの病氣を醫療する如き事件を有せず。附近村落の火災は減じたり。

(綿織紡績工場報告)

政府が酒類販賣の停止を斷行してより以來、我が工場は模範的秩序を有し、總ての職工は満足せり。争闘もなければ不規律の行爲もなし。

(ツラツル州製紙場報告)

禁酒の良果は、一目瞭然たり。職工は從來よりも時間を嚴守し、休日後の缺勤は皆無となれり。而して所得は増加したり。職工に今や善き衣服を着け、善き靴を穿ち、以前に比すれば、多額の金を田舎の家に送り、若くは所得の一部を貯蓄銀行に貯金し得るに至れり。禁酒以來、病氣及重輕傷に依る缺勤皆無にして、職工の所得は二五パーセント増加したり。

(モスコイ羊毛工場報告)

以上はモスコイ管區にありて、種々の工業を營む、多數の製造所及鑄造所より來りたる報告にして、中には工場主と職工との間に、家長的關係を有する小製造所もあれば、數千の職工を使用する大製造所もあり。されば斯の如く描寫されたる書に向て、殆ど蛇足を添ふると能はざるなり。此の研究は、左の緊張したる筆調を以て結ばれたり。曰く、『數月前協會が暴飲の調査に従事したる際、誰人も此の禁酒の永續するとを確認せざりしとは、若干の報告に徴して明かなり。然れども今や禁酒實施以來、滿一箇年を経過したる時に方り、吾人は禁酒の將來まで繼續せられ、其の結果露國民の勞力の發展増殖を確實に期待することを得べし』と。

四 醫師の觀察及禁酒の將來

公衆の衛生に及ぼせる直接の影響は、禁酒の行はれたる地域全部に於ける

醫師の看過せざりし所に係る。殊にペトログラードの醫師にして、有名なる神經學者として知られ、且ペトログラード町會議員たるアレキサンダー・エルメンデルソン氏は、數多の方面を調査し、其の結果を千九百十五年露國々民保健協會に報告したり。予は氏の斷案に就て、氏と論議するの機會を有し、且其の斷案中最も著明なるものを、氏が其の報告の提出に際し蒐集したる材料と併せて、茲に披露することを得たり。

ペトログラードに於ける火酒販賣禁止の結果は、**酔狂者拘引數の激減**に依りて、直に證明せられたり。半年毎に對照したる、右拘引數は次の如し。

	上半期	下半期
一九一三年	三〇、五一〇	三三、八三〇
一九一四年	二九、四六一	一二、二四二

更に市内一區域の毎月拘引數を調査すれば、千九百十四年には、左の如く漸次減少せり。

酔狂者拘引數の激減

酒精中毒患者死亡數

五月……九一七	六月……六六六	七月……四七四
八月……一二三	九月……一〇〇	十月……七一
十一月……五六	十二月……三一	

此の數字は、單に亂酔の爲に拘引せられたる者を示す。露國に於ては、拘留者が不規則の行爲を演ぜざる限り、亂酔のみにては罰せられざるものとす。此の異常なる減少を觀たる眼よりすれば、ワルソー附近の禁酒教會に於て、今や殆ど禁酒の誓約をすとなしとの報を耳にするも、敢て異とするに足らざるべし。

次に掲ぐるは、オブクホヅ市立病院に於ける統計にして、同病院には、警官より治療の爲引渡す**酒精中毒患者**を收容するの特別室あり。該患者の死亡數左の如し。

一九一四年	七月……五二	八月……二五	九月……二七
-------	--------	--------	--------

十月……二九 十一月……三三 十二月……四六

一九一五年

一月……五六 二月……五三 三月……三六

死亡數增加の原因

變性飲料の増加

此の表に依れば、開戦後數箇月間死亡者は減じたるも、其の後は再び増加を示せり。是れ飲酒者の減じたるにも拘らず、死亡者の多きことを示すものなり。此の變例は、代用品の品質に依りて十分説明せらるべく、即ち代用品として、〇五パーセントの酒精を含むクヅワスにメチール酒を混ぜられ、若くは純メチールを飲用せられたる結果なり。而して火酒は、四〇パーセントの酒精を有するに對し、(一九一〇年中ベトログラードのみにて、約三百萬ウエドロ〔ウエドロは凡六升八合〕の火酒飲用せられたり)此の變性の飲料は、九三パーセントの酒精を含有す。隨て其の消費高の増加が、極めて重大なる結果を齎せるは當然なり。問題となり居る年の一月より三月に至る三箇月間に於て販賣せられたる此の變性の飲料は、實に左の如く逐年増加したり。然れど

も主として燃料に使用せられたり。

一九一三年 一〇三、四四七ウエドロ

一九一四年 一一二、五二四

一九一五年 一七〇、二二一

此の變性酒は今や嚴重に取締られたり。シエラクを混ぜればツワーニシユとなるべきポリチエラに限り、唯販賣することを許可せらる。

發狂者の減少
統計の第三には、直接酒精が原因たる發狂に對する禁酒の結果を掲げられたり。オブクホ、病院に於ける一、二、三の三箇月間の發狂患者は、千九百十三年に於て百十四名、千九百十四年に於て百十七名、千九百十五年に於て六十七名にして、死亡率は千九百十三年の七パーセント、千九百十四年の六パーセント、千九百十五年の九パーセントなり。千九百十五年が最高率を示すは、有毒の代用品を暴飲したるの結果なり。全市の精神病患者は、(其の三〇パーセントは酒精に原因す)千九百十三年の後半期に於て九百九十八名なりしに、千

精神病者の減少

メチール
性酒精の
害

九百十四年の後半期は、七百九十四名に減じたり。又病院に收容したる外傷患者の最大多数は、暴飲家なるが、其の数は千九百十三年七月より十月に至る期間に於て、七百十名なりしに、千九百十四年の同期間に於ては、二百三十七名に減少したり。尙右兩年の八月のみを計算すれば、千九百十三年は百八十一名にして、千九百十四年は三十名なり。又メチール性の酒精は、一般に知らるる如く、特に視神経を害すること甚しく、之が爲に實際の盲目となることあり。ペトログラード眼科病院に於て、千九百十四年七月より千九百十五年四月まで、此の特殊の原因に依り、眼病患者七十二名を治療したるが、内八名は盲目となれり。以前斯る患者は絶對に少なし。

自殺者の
減少

次の統計は、ペトログラードに於ける自殺率を示せるものにして、最初にオプクホヅ病院に收容したる毒藥自殺者(例へば醋酸を仰ぐが如く)のみを示したり。千九百十三年七月より十二月に至る五箇月間に於ける斯の如き自殺は、九十七件ありしに、千九百十四年の同期間は、僅に十六件を見たるのみ。千

九百十四年に於けるペトログラード各種自殺者の總數左の如し。

	上半期	下半期
男子	二〇二	七九
婦人	一三三	九五

ワルソウ市に於て、千九百十四年上半期間の男女自殺者及自殺未遂者は、合計四百四十二名なりしに、下半期間は二百二十九名に減じたり。

瘋癲病者
の減少

右と同一の一般的斷案は、他の醫師及統計學者に依りて等しく下されたり。ペクテリッヅ教授は、一般に瘋癲患者犯罪事件、淫賣等の減少したることを報告し、又一裁判所醫は、戰爭中瘋癲病者の著しく減却したることを報告せり。軍隊に於ける該患者は、一千名中〇・二乃至〇・二五パーセントに過ぎざるに、日露戰爭中の該患者率は、頗る高きを示せり。

メンデルソン氏は、尙専門醫術以外の問題に關する統計までを擧げたり。即ちペトログラード質屋に於ける千九百十三年後半期の小貸付金(一留乃至

質屋に於ける貸付金の減少

露國貯蓄銀行の預金増加

第一節 露國禁酒の實況

五留にして重に被服に對するものは、十七萬七千五百八十五留なりしが、千九百十四年の後半期は、十一萬三千三百六留に減却せり。全露西亞帝國貯蓄銀行の預金増加額を見るに、千九百十四年七月現在額は、前年よりも四千百十萬留少なりしに、其の以後年末まで左の如く月を逐うて何れも前年より増加したり。

八月	一千十萬留	十一月	二千四百八十萬留
九月	二千五百八十萬留	十二月	二千五百二十萬留
十月	二千百七十萬留		

此の増加は、一層多き率を以て千九百十五年まで續きたるが、今三箇年間の逐年増加額を掲ぐれば左の如し。

各年増加額	
一九一三年(十箇月間)	三二、八〇〇、〇〇〇留
一九一四年(同)	三五、三〇〇、〇〇〇

ペトログラード市の預金増加額

一九一五年(同)	四九九、一〇〇、〇〇〇
各年増加額	
一九一三年	二、一〇〇、〇〇〇
一九一四年	八〇〇、〇〇〇
一九一五年	一二、三〇〇、〇〇〇
モスコイ市に於ける同一の統計左の如し。	
一九一三年	一、八〇〇、〇〇〇留
一九一四年	一、七〇〇、〇〇〇
一九一五年	八、〇〇〇、〇〇〇

右の數字は凡て官廳に於て調査したる所なり。千九百十五年、上五箇月間の貯蓄預金總額は、二億六千萬留なるが、是等の金額は、禁酒に基づく貯蓄及軍人の妻に給せられたる手當なり。然れども此の金額は絶対の貯金と謂ふべ

一九一四年の火酒消費額

からず。何となれば其の内の一部は、善美の衣食をなす爲に消費せらるればなり。若し吾人にして千九百十四年の火酒に費消せる金額が約八億四千萬留に達し、又政府が千九百十五年此の費消額を九億萬留に見積りたることを考ふれば、吾人は經濟的變化の國內に必然發生すべきことを了解すべし。

麥酒に對する課税

火酒一ウエドロを製造する實費は、八十哥なり。然れども精溜運送販賣諸費の加はる爲製造家は一ウエドロ二留にて政府に賣却し、政府は更に之を一ウエドロ八留四十哥に小賣せり。又麥酒は三六〇以上の酒精強度を有せざるものに對し、戰爭前一ウエドロ六十哥の税を醸造家に課したるが、今や麥酒の強度に應じ六留及九留の税を課するに至れり。即ち三六以下の酒精を有するものには六留を課し、それ以上の酒精を有するものには九留を課することゝなれり。然れども麥酒の醸造高一年二千ウエドロを超過せざる醸造所に對しては、唯三留を課したるのみ。若し夫れ將來の豫想に就ては、種々考慮せられたり。火酒の永久禁止は、皇帝の約束せられたる所なりと一般に想

麥酒は國を滅ぼす

像せられつゝあり。隨て何等かの兆候ある限り、禁酒は今日國民大多數の希望なりと謂はざるべからず。然れども麥酒、葡萄酒の禁止を繼續する案件に關しては、現在其の販賣に關し、各市に於て異なる決議を爲したるが如く、諸説紛々たり。既に引用したる經濟學の教授は曰く、「予が禁酒の利益に就て見たることは、予をして火酒同様麥酒の絶対制限を信ぜしめたり。麥酒中毒と戰ふは、火酒中毒と戰ふよりも十倍の困難を感ず。麥酒中毒は、世界に於ける中毒中最も恐るべき中毒なり。若し二十年若くは二十五年間、國民が麥酒を飲まざることを協定すれば、該問題は直に解決せらるべし。若し吾人にして之を行はば、予は失望せず、露國は確に救はるべし。然れども麥酒に對する趣味が餘りに強烈となれば、露國の將來は暗黒なり」と。然れども戰後に於ける麥酒の禁止に就ては、未だ極めて鮮明なる觀念現はれず。或方面に於て、戰後酒精分の少なき麥酒の使用を増加せむとする傾向あり。若し此の傾向にして是認せらるれば、麥酒の價格は、其の租税の如く恐らく昂騰すべし。され

第一節 露國禁酒の實況
一七〇
と縱令酒精分の少なき麥酒と雖、其の販賣繼續を許可せば、取締に困難なる場合を生ずべし。露國の麥酒醸造場に注入したる資金は、僅に約二億留に過ぎざるを以て、容易に買収することを得べく、故に麥酒の禁止繼續は未決の問題なり。葡萄酒の禁止を繼續する問題に至りては、他國より輸入するが故に一層複雑なり。露國に於てもベスサラビア、クリミア、高加索の如き葡萄酒の生産地あり。就中クリミアの葡萄酒醸造家には富豪多し。然れども其の他の地方に於ける醸造家は、重に小所有主なるが故に、葡萄酒の製造を禁止すれば、彼等は破産するに至るべし。隨て葡萄酒醸造業は、恐らく多少制限せられむも、依然として繼續せらるゝならむ。

實際之を要望せざる觀あればなり。一農民は曰く、「禁酒は正しく幸福の道なり」と。而して特に戦後起るべき一時の反動に對し、一層健全なる幸福を得んとする爲、州會及其他の地方團體は、出來得る限りの手段を盡さるべからず。
(ゼーツイイシムフツン氏著「露西亞の自覺」中の一節)

第二節 禁酒令と其の效果

一 露國禁酒令のことに關し、沿海州廳參事官(轉任)スハーノフ氏は、大正四年一月二十九日、浦潮派遣員に對し左の談話を爲せり。
昨年(大正三年)八月十八日、露國政府は聖旨を奉じ大英斷を以て一般酒類の公賣を禁止し、上下悉く飲酒を絶ちたりしが、爾來五閱月の今日、其の成績獨り戦地に顯功を奏したるのみならず、國民全般に與へたる有形無形の美果殆んど擧げて述べ難きものあり。今其の一斑を語れば左の如し。
(一) 禁酒に伴ふ個人及其の家計の改善

之が爲農民の打撃甚しからず、却て禁酒の爲漸次其の缺損を償ひたるに似たり。

(三) 禁酒の爲刑事犯人頓に減す

本官は禁酒の道德上に及ぼしたる美果に關し前述せし一職工に就き之を知るを得たるも、尙更に州内全般の状況を視んと欲し、頃日先以て浦潮市に在る監獄に臨みたるに、毎年十月より犯人漸次増加し、翌年一月に至りては八百七十八人許ありて、獄舎満員となり、各房に定員以上を收容するを例と爲せり。然るに今次は犯人頓に減じて三百四五十人に過ぎず。是れ明かに飲酒の毒弊を掃去したる美政の賜に外ならず。獄舎差入物の請負者收入の減少を啣つを聽き笑止に堪へざりし。

本年一月廿八日浦潮憲兵分隊長大尉マカロフの浦潮派遣員に語る所に依れば禁酒前に於ては、毎年十月以降は管内犯人押送馬車代大に増加し、一箇月凡三百五十留(大凡我三百五十圓)を要せしが、客冬以來は月額八十五留

刑事犯人の減少

飲酒の工業に及ぼす悪影響

(大凡我八十五圓)に減少し、公安上非常の好績なり。例年此の期間當市内に於て夜間少しく寂寥の街上に於ては殺人犯續出せしも、今次は此の犯人僅に一二人に過ぎず云々と謂へり。

(四) 禁酒の製造工業に及ぼしたる好果

露國民のウォッカ酒(國酒とも稱すべきものにして冠婚祭祀必ず之を用ゆ)を嗜むこと甚しく、下民に至りては其の用量殊に多しとす。而して國內到處製造所杯の職工は、祭日其の他の休日に於て必ず多くは之を用ゐ、過量の爲其の翌日は或は自ら休業し、或は業に就くも概ね活力を失ひ、顔色枯燥し倦懶して業を勵まず、生産常の半を出でざるは、敢て珍しからざる現象なりとす。而して一箇年休日の數、日曜五十二日、祭日凡三十五日、計八十七日にして、殆んど一箇年の四分の一弱に相當し、其の翌日は職工倦怠の爲半休に等しく、則ち假りに八十七日の半數休業約四十四日を加ふるときは、休日の合計百三十一日と爲り、一箇年の三分一強に相當す。生産力の減殺恐る

べきものあり。然るに禁酒以來職工が休日に於て健全に安息保養し、其の翌日は新鮮なる活力を提げて悉く工場に業を勵むに至れり。是れ本州内に於ても本官の親しく目撃せし所なりとす。即ち四十四日の半休は全然復活して平日と異ならず、一箇年の就業日二百七十八日に對し、生産力明かに一割五分餘を増したる所以と爲り、且平素に在りても飲酒せざる爲、彼等の活力は従前よりも幾分を増したるは論なき所なりとす。斯くして一面國際貿易の縮少と國內商工業の萎靡せるに對し、國富増進の上に顧みれば甚しき軒輊を生ぜざるのみならず、政府は國民の所得増加に伴ひ、官營ウオッカ酒販賣の收利に對し其の幾分を償ふに足ると謂ふべし。

沿海州内採金業は多くは夏季に於てするも亦八、九、十月の三箇月は多少之を繼續する場合あるが、客秋此の期間の採金量は之を前年に比するに大に増加せしを見たり。即ち是亦坑夫の飲酒を廢したる結果と謂ふも不可なく、獨り沿海州のみならず、黒龍州其他の西伯利乃至烏拉爾の諸方面に於

ける採金量も等しく必ず増加せしものと推測す。戰時露國の金塊増加は最も慶すべき現象にして、吾人の意を強くする一因なりとす。

露國政府が敢て國民全般の嗜好品を殺ぎたるは、元と聖慮の煥發に依ると謂ふと雖、爲政者の英斷は眞に多とすべきものあり。今日行政の任に在る者亦之が厲行に努力し居るは勿論なるが、國民が聖慮と祖國の大戦争とを深く自覺せるにも因ること多し。

斯る英斷は、千八百六十一年三月五日亞歷山二世皇帝が、積年の弊風を破りて農奴を解放し自由の民と爲したるは世界の驚歎せし所なるが、今次禁酒の革政は其の英斷と美政とに於て、ニコラス二世皇帝が亞歷山二世に劣らざるの偉績を挙げたるものと謂ふべし。(大正四年二月九日浦潮發情報)

二 露國大藏大臣は、ウオッカ禁止の結果一般國民に如何なる影響を與へしやに付、全國の稅務監督署に諮問したるに、近く各署よりの回申に接せり。之に據れば、殆ど異口同音に國民の風教其他に著しき好跡を與へたる旨を

答へ、禁酒の爲、信教及教育の方面に國民の意向を誘ひたること最も強く、日曜學校の入學者、圖書館の讀者、新聞の購讀者乃至一般小學校等の通學生頗に増加し、且各地に信用組合の設立を請ふ者多きを致し、又精神上の娛樂機關を備へむと望むもの續出し、家族内の風儀大に改善せられ、狼籍者、犯罪、自殺及他の横死者も著しく減少し、農民間の争訴を聞くこと稀なるを致せり。尙裁判官の言に依れば、或種の犯罪は全く其の跡を絶てりといふ。(露國太蔵省調査)

列國戰時^{に於ける}酒精の節制畢

大正六年三月二十七日印刷
大正六年三月三十日發行

内務省地方局

印刷者

東京市小石川區久堅町百八番地
高橋季吉

印刷所

東京市小石川區久堅町百八番地
博文館印刷所

326
211

終